

3月22日（第5号）一般質問

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 金城憲治議員、6番 大城勇太議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 知念富信君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。3番 岡崎 晋議員。

〔岡崎 晋議員 登壇〕

○3番 岡崎 晋君 おはようございます。3番岡崎です。よろしくお願いいたします。一問一答でお願いいたします。

1．税収をどう伸ばすか。（1）平成30年度の法人税、固定資産税の上位5社、10社、20社、各事業所からの合計納税見込み額は幾らか。（2）平成27年から平成30年の事業所と従業者数の増減はどうか。（3）企業訪問をしているか。（4）新たな企業誘致の具体策はあるか。（5）住民登録をしていない居住者を把握できているか。よろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。それでは質問事項1点目の税収をどう伸ばすか。（1）についてお答えします。平成30年度の各事業所における法人町民税納税見込み額は、上位5社合計で4,712万5,000円、上位10社合計で6,642万6,000円、上位20社合計で9,271万6,000円となっております。同じく固定資産税納税見込み額は、上位5社合計で1億7,017万9,000円、上位10社合計で2億3,673万3,000円、上位20社合計で3億2,952万1,000円となっています。（2）についてお答えします。5年ごとに実施している経済センサス活動調査において、平成24年の事業所数は1,324事業所、従業者数は1万2,652人、平成28年の事業所数は1,441事業所、従業者数は1万4,829人となっています。事業所は117事業所、従業者数は2,177人の増となっています。（3）についてお答えします。随時、企業から相談等がある場合に訪問等を行っています。（4）についてお答えします。物流総合効率化法などを活用し企業誘致に努めています。（5）についてお答えします。住民異動の届け出は、住民としての地位の変更に関する届け出の原則、住民基本台帳法により、住民みずからが行うこととされています。住民登録をしている方については把握していますが、住民登録をしていない方については把握しておりません。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございました。上位5社、10社、20社の実績、平成30年度は見込みをお答えいただきました。ありがとうございます。20社の納税合計を見ますと、合わせると20社で4億2,200万円、これが多いかどうか、直ちに判断はできませんが、かなりの位置を占めているかと思います。それで、3番目にいきなりまいりますけれども、企業訪問をしていますかということでは、ご相談があった場合などに訪問等を行っていますと。お答えは、随時企業から相談等がある場合に訪問等を行っています。この質問のポイントは3番目にあります。城間前町長は、たしか「私は営業マンです」と言っておられたかと思います。このように多くの税金を納めてくれている企業、事業者に対しては、町長、副町長、各部長、お忙しいかもしれませんが、そういう中で、このような企業を訪ねていただいて「社長、もうかっていますか、どうですか」というお声をかけていただければ、皆さんには励みになるのではないかと。そして、この南風原町内でずっと頑張っていこうという思いを持ってくれるのではないかと。という思いがあって、3番目の質問をいたしております。全社で、平成28年実績で1,441社ということですが、もちろん全部の企業は訪問できませんが、主要な企業、事業所を訪問していただきたい、お声をかけていただきたいと思うのですが、赤嶺町長、ご見解はいかがでしょうか。

3月22日（第5号）一般質問

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 岡崎議員のご質問にお答えいたします。確かに、議員おっしゃるとおり、前任の城間俊安前町長は、私はトップセールスマンだということで、いろいろな場で南風原町のピーアールをいたしておりました。私もこれに倣いまして、そういったつもりでやっていきたいと考えております。ただ、議員ご所見のように、上位20社とかそういうことではなくて、いろいろな通り会とか、あるいはまたいろいろな場で、経営者の方とお会いしたときに、いろいろと南風原のためによろしくというご挨拶を兼ねて話し合いがしたいと思っております。それから、随時企業訪問をしていますというのは、担当ではやっておりますけれども、そういったときは私にも情報が入ってまいりますので、この企業に関してはこういうところで困っている雰囲気がありますから、是非町長一緒にお願ひできまませんかという情報がまいりますので、そのときはまた私も先頭になって、職員ともども企業訪問をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。いろいろな場面で町長、あるいは役場の幹部の皆様が事業所の方々とお会いになる機会はたくさんあると思いますけれども、企業訪問というのはまたちょっと違うと思います。改めて訪問するということはまたちょっと違うと思いますので、是非機会を設けて企業、事業所を訪問していただきたいと思います。よろしくお願ひします。4番目の新たな企業誘致に具体策はあるかという質問に対しましては、物流総合効率化法などを活用し、企業誘致に努めております。これをもう少し具体的に教えてください。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 お答えいたします。企業が進出するときに、どうしても土地が必要になるのですが、大体、企業が求める土地は3,000平米以上を求める機会が多いです。そのとき、南風原町は市街化区域に、まとまったこういう土地を確保するのが大分厳しい状況にあります。そういうときに、市街化調整区域で、こういう土地を求めるときに、都市計画上、大きなものは市街化調整区域でできませんけれども、物流効率化法というのがありまして、その条件に合う企業は、市街化調整区域でも都市計画法の配慮がなされて、事業が行えるという内容の法律です。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 済みません、私自身、余りよく理解できなかったのですが、現在進められております津嘉山北土地区画整理事業においては、そういう企業誘致ができる土地が用意されていますか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 町として土地を準備しているところはありません。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 そうすると、今現在、町内では、先ほどおっしゃった、なかなかないですね、3,000平米以上のまとまった土地というのはなかなかないですね。町内では、企業を誘致できそうな土地、個人も含めて、私は、具体策はあるかと聞いているのです。具体策はあるかと。通り一遍の何々の法を活用しということではなくて、具体策はあるかと聞いているのです。今現在、もう一度お答えをお願いします。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 済みません。今、町内で2カ所、そういう相談がありまして、そこら辺は、町としては、企業が進出するときに、開発申請とかいろいろな手続をとる場面がありますが、そういうのをお手伝いする形での支援にとどまっています。具体的な土地を準備するというのは、町ではやっておりません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今現在、2カ所の予定があるという理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 はい、そのとおりです。今調整して、相手の方と一緒に、企業が進出するときの手続と一緒にやっているところです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 本町では、なかなかまとまった土地がない、見つけるのが難しいことは私も理解しております。このごろでは、シェアオフィスとかサテライトオフィスとか、レンタルオフィスとか、個人ででも起業する人がふえていますよね。1人ででも興す企業も誘致できると思います。そういうことを検討したことはありませんか。

3月22日（第5号）一般質問

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 町でそういうことをするというのではなくて、具体的に言いますと、先ほど言った企業誘致というのは、大きい企業が来て、本社を移転するようなことをお話ししましたけれども、今、議員さんがおっしゃったように、一室を借りてやるという話に、多分なと思うのですが、そういう店舗的なことについては、担当で随時、具体的に言いますと、店舗を一部屋借りていて、店舗を運営していたのですが、何らかの事情で出ていかないといけないとか、そういうときも、空いている店舗がないとか、担当がパイプ役になって、空いている店舗を町内で把握してつなげるような形もしています。なので、先ほどお話しがありましたサテライトオフィスという形で、個人でできるようなものも相談があれば、この場所を町でも探してつなげるような形は、今現在でもとっております。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 現在とおられるということですが、個人でのオフィス、個室、小さな建物、事務所などを利用した企業は、町内で起きているという理解、今のご答弁ではそういう理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 済みません、個人1人でやっていることまでは把握していませんけれども、私が先ほど言ったのは、店舗とか一部屋が欲しいという方のために、一室欲しいというところについてはつなげていますけれども、その借りた方が、議員さんがおっしゃるような内容かどうかは把握しておりません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 済みません、よくわかりません。つなげるという意味は、どういう意味ですか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 簡単に言いますと、不動産紹介みたいな、場所を探しているの、場所を紹介しているということです。内容としては、仕事の内容までは携わっておりません。場所が欲しい方がいますので、事務所を構えるという形なので、事務所が探せないというときには、不動産的な形で紹介とかをしています。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。今お答えいただいたようなこまめな努力が必要かと思えます。なかなかまとまった土地が確保しにくい町内においては、小さな事業所でも、一つでも多くふやしていただきたいと思います。5番目の住民登録をしていない居住者を把握できているかという質問に対しましては、把握できていないというお答えでした。住民基本台帳法では、皆様ご存じのように14日以内に転入届、これに違反したら5万円以下の罰金。たしか課税は1月1日時点での住所で課税されると思います。この質問をするに際して少しだけ調べてみましたら、やはり生活の本拠がここにはない、あるいは1年以内の居住で登録をしていないという人たちも多いかと思えますけれども、これだけ多く、第5次南風原町総合計画での目標は、たしか平成29年に策定した総合計画では、平成38年に3万9,500人を目標としていました。これがことし2月では、もう既に3万9,375人に達しています。この中からどれだけの人が住民登録をしてくれているのかというのが、私のとても大きな関心事です。南風原町からどこかへ行って生活をしていて、住所を南風原町から出さないで税金をここに納めてくれている人もいます。総務部長、多分、正確な数字はお持ちではないでしょうけれども、なかなか把握できないでしょうが、どちらが多いと思われますか。ここに住んでいて、本当はここに登録をして税金を払ってほしい方と、ここから出て行って住所を出さないでここに税金を納めてくれている方と、どちらが多いと思われますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 本町では、平成31年2月末の住民登録の人口は3万9,375名となっております。こちらの3万9,375名全員が住所登録されている方であります。それぞれに納税義務があれば納めていただいているということですが、議員がおっしゃる町外に住んでという、こういった把握はしておりませんので、今のご質問には答えかねます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 そうですね。私の捉え方が間違っていました。実際に、住民登録している方々が3万9,375人ですね。それ以外の方々がどれだけいるかは把握できていないということですね。私のいる新川の自治会では、毎月の評議委員会でもよく議題になりましたが、アパートに住んでおられる方々に、自治会になかなか入っていただけない。自治

3月22日（第5号）一般質問

会費を払っていただけない。それで、趣意書をつくって、区長がアパート、各戸にそれを配布して、先月は2戸ふえましたとか、合計で7戸ふえましたとか、そのように報告があつて私たちは喜び合っています。1人でも、1戸でも多くふやしたい。そのように、ここに住んでおられる方々にも税金を是非払っていただきたいと思うのですが、何かいい方法はないですか。登録していない方々に登録をしてほしいと思うのですが、それについて何か考えたことはありませんか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 我々は、法律で記されているとおり、転入した場合14日以内に届け出をするということがありますので、原則として、ほとんどの町民皆様が基本的には住民基本台帳に登録されているということで考えております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 国は、マイナンバーカードを促進しようとしています。このカードでいろいろなサービスが、医療サービスも受けられるようにするということでありますけれども、本町ではマイナンバーカードの発行目標などを設けていますか。現在の発行実績、それから目標があればそれも教えてください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 マイナンバーカードは、現在、約7%の発行となっています。南風原町は、それ以前に住民カードを発行していましたので、こちらが約18%、トータルで25%の発行となっております。約4分の1の人口になっていますが、パーセント目標ではなく、1人でも多くの方がマイナンバーカードを交付して、利便性のある住民サービスを提供していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。税金について、この項で最後に伺いますが、例えば町税、過去、最近2年、3年を見ても、町税の税金は着実に伸びてきているかと思えます。徴収強化月間でロビーに設置される通称タイヤロックですか、あれと大城税務課長の優しそうな顔とはイメージが一致しませんけれども、例えば、町税で1億円を得ると、地方交付税の交付金は幾ら減らされるのですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 地方交付税の基準財政収入額は、町税の収入と同額ではありません。町税の同額ではなく、地方交付税の基準財政需要額の算定において、税の考え方は反映されるのですが、それぞれ税額は同額ではありませんが、基本的に、基準財政収入額は75%が反映されますので、仮に1億円ふえた場合は7億5,000万円が基準財政収入額として加算されますので、7,500万円が減収、交付税から引かれるという考え方になってきます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。もう少し勉強したいところもありますが、2番目にまいります。

道路工事について。2. 県道・国道工事はいつ終わるか。（1）県道宜野湾線～南風原線の町区域の道路拡張工事はいつ終わるか。（2）工事区間は街灯や防犯灯がなく暗くて危険である。対策はできないか。（3）国道与那原・南風原バイパス工事の町内の区域はいつ終わるか。工事がいつ終わるか。（4）工事期間を明示する掲示板が見当たらないが、掲示板を設置すべきではないか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の県道・国道工事はいつ終わるか。（1）についてお答えします。南部土木事務所に確認をしたところ、新川交差点から町道11号線との交差点までは平成31年度中の完了、町道11号線から旧社協前の照屋北交差点までを平成33年度中の完了を目指しているという回答がありました。（2）についてお答えします。道路管理者に確認をしたところ、県道宜野湾南風原線で、今後、主要交差点箇所の道路照明設置を行うという回答を得ております。（3）についてお答えします。南部国道事務所に確認をしたところ、南風原バイパス側道が字新川からイオン南風原店までの区間は、昨日、3月21日に開通しております。与那原バイパス側道では、イオン南風原店から県道240号線までが平成31年度開通予定、本線の開通についてはめどが立っていないということの回答がありました。（4）についてお答えします。国、県とも現在施工中の工事看板については工事期間を明示した看板を設置しておりますが、事業全体の期間を明示する掲示板等については設置していないとのことでありました。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

3月22日（第5号）一般質問

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。1番目の工事は、町道11号線、済みません、私、11号線を正確に把握できていないので、後ほどお答えください。平成31年度中。それから11号線から社協前は平成33年度中の完了を目指している。4番目の工事期間を明示する看板が見当たらないが、掲示板を設置すべきではないかということとつながりますけれども、この工事は、たしか平成14年に始まっています。もう17年目に入ります。用地取得も既に、かなり前に終わっているはずですが。しかし、道路工事の案内がなかなか見えないというのが、この質問の趣旨です。ポイントです。看板はあるのです。実際に写真を撮って持っています。看板はあるのです。ところが見えにくいのです。看板の前に、2つも3つも右に寄ってくださいとか左に寄ってくださいとか、何々注意という看板があって、工事の看板がなかなか見えないのです。そこを歩いて行けば見えます。でも車からはなかなか見えないのです。これは、きのう、側道開通が行われた本線工事のところにもあります。きちんと、宜野湾南風原線の工事は、ご迷惑をおかけします。新たに舗装を設置する工事を行っています。平成31年2月28日まで。時間帯8時から17時。発注者、施工者とあるのです。だけど、この看板がよく見えないのです。この看板をもっとしっかり通行者が見えるように設置してほしいというのがポイントです。これは、担当部署に伺いますけれども、皆さん、昼間もパトロールをしておられますか。次の質問にもありますけれども、夜、暗いところ、危険なところ、どうでしょうか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時31分）

再開（午前10時32分）

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 特に国、県の工事についてのパトロールというのは、町ではやっておりません。ただ、国の場合は、国道の場合は年に2回ほど、各地域との懇談会がございます。こういう場で地域の要望とかそういうのを取り上げる機会がございます。ただ、パトロールは、特にこれを、国、県のものをパトロールするわけではないのですが、町道のパトロールの中で危険箇所とかそういうのがあれば、当然国、県に修繕をお願いするとか、実際お願いするということはしております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 やはりパトロールは是非やっていただきたいと思います。これだけ長い期間、沿線、道路沿いの皆さん、通行する皆さんが影響を受けているわけですから、地元、地域住民からの訴えを待つだけではなくて、やはり執行部の皆さんみずからパトロールをして、適宜、必要なアクションをとっていただきたいと思います。

次の街灯や防犯灯のところに移りますけれども、国道329号を那覇からずっと来ると、一日橋を過ぎて、兼城に入って、兼城十字路あたりまでは街灯がきちんとして建っています。ところが兼城十字路を過ぎて与那原向けになると街灯がないです。ないというよりも、交差点とか必要最小限のところしかない。国場十字路から八重瀬に向かって行くと、T S U T A Y Aを過ぎると街灯が必要最小限になっています。首里からおりてくると、新川十字路までは両方に街灯がしっかり建っています。ところが、新川十字路を過ぎておりてくると、もう街灯が極端に少なくなっています。この違いは何でしょうか。ご存じですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。基本的に、町では防犯灯というのは字で設置しております。おっしゃっているところは、道路照明ということになると思いますけれども、道路照明については、交通量とか周辺のまちの状況を判断して、道路管理者が、ずっとあるというのは連続照明と言うのですが、連続照明にするか、あるいは一部一部を、必要箇所のみ、基本的には交差点とか信号のある横断歩道とか、そういうところだけを設置するとするか、これは道路管理者が、この周辺の交通の状況を見て判断して設置しているところです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今のお答えはよくわからないのですが、国道329号は、兼城十字路までは非常に多くの横断歩道や交差点があるから、街灯です、私が言っているのは。今、防犯灯のことではなくて街灯です。高い街灯、それがしっかり建っているのです。那覇、首里に上っていくところ、暗いところでも建っているのです。那覇インターの横を通過して、首里の崎山まで行くところまで。暗いところまで街灯が全部建っているのです。ところが南風原に入ると、同じ道路でも南風原に入ると街灯がなくなっていると言ってもいい

3月22日（第5号）一般質問

ぐらい、必要最小限のところにはしか建っていないのです。この違いは何だろうかと伺っているのです。これをお答えいただけますか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 先ほども説明したつもりではあるのですが、要は、このまちの状況を見て、道路管理者は判断すると。要は、都市部においてはそれだけの交通量もあるので連続照明にしていける。それが田舎になっていくと、局部照明と言いますけれども、今、主要な交差点とか横断歩道があるような信号機のところでは設置していきと、道路管理者が判断してやっているところでございます。南風原宜野湾線についても、連続照明をするぐらいの交通量はないという判断をしたということで、今、兼城十字路、小学校前はついております。あと役場前もこれからつけるということです。あとは、先ほどの町道11号線との交差点、これはスッパマンがあるところの南側ですけれども、この交差点、こちらにもつけますと。あと翁長商店前もこれからつけますということでございます。こういう形で、連続照明ではないのですが、こういう主要交差点とかはつけていきますという返事をいただいております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 私も南部国道事務所に聞きました。設計中で、平成31年度中に設置予定だということは、交差点にです。暗いところにはと言っていない。交差点です。でも、南風原の中で、同じ道路であっても、那覇市を過ぎて南風原に入ると街灯がないというのは、どうも不思議ですよね。交通量だけの問題でないと思います。この件はまた勉強を続けていきたいと思ひます。それで街灯のことですが、今、工事をしている宜野湾南風原線、公文書館前から兼城に至るまで、どれぐらい暗いかならんになったことはありますか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 夜、通ったことはあります。ただ、連続照明をするようなものかという、これはまた向こうの判断としては、そこまでは至っていないという判断だと思ひておりますので、済みませんけれども、先ほどと答弁が一緒になろうかと思ひますけれども、そういうことで県からは聞いているということでございます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 納得のいくお答えではありませんね。本当にとて暗いのです。歩いてみればよくわかるし、もし車で通る機会があったら、一瞬でもいいからヘッドライトを消してみてください、あそこ。とても暗いです。犯罪が起きないとも限りません。平成31年度の予算では、防犯灯の設置工事はたしか10万円という予算でしたけれども、是非補正予算とか、いろいろな方法を講じて、南部国道事務所がやる街灯が追いつかなければ、是非防犯灯の設置をお願いいたします。次にまいります。

3. 黄金森公園陸上競技場のサッカーキャンプ期間をもっと長くできないか。（1）キャンプ誘致に要した費用は各年度幾らだったか。（2）費用対効果は得られているか。

（3）名古屋グランパスキャンプの8日間だけではもったいない。キャンプ期間をもっと拡大すべきだと思ひるがどうか。お願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 お答えいたします。まず（1）でございます。グラウンドの芝生等の維持管理に要した経費を除き、キャンプに特化した経費、これは警備、バス運行費、誘致促進や広告宣伝費等でございますが、これに関しては、平成26年度が770万円、平成27年度が780万8,000円、平成28年度が1,045万9,000円、平成29年度438万円、平成30年度464万2,000円となっております。続きまして（2）でございます。おきぎん経済研究所が平成30年5月28日に発表した沖縄サッカーキャンプ2018の経済効果によれば、2018年1月から3月に実施したサッカーキャンプの経済波及効果の試算のうち、本町による経済波及効果は1億2,327万円と発表されています。（3）でございます。キャンプ期間の決定については、監督やマネジメントスタッフ等により、チームの戦略的計画、それから選手のコンディションにより決定され、本町に依頼されております。期間延長については、チーム事情に加え、本町陸上競技場の町民利用とも関係することから、総合的に検討する必要があります。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 3番目のお答えからすると、キャンプの期間を伸ばすということについて、余り前向きに感じないのですが、2番目の経済波及効果1億2,327万円というのは、なかなか難しいと思ひますけれども、分析はできていますか。

○議長 知念富信君 教育部長。

3月22日（第5号）一般質問

○教育部長 金城郡浩君 経済波及効果につきましては、直接的ないろいろな計算方式によって波及効果を計算するのですが、我々のほうで直接的に経済波及効果について、算出したことはございません。ただ、いろいろ、キャンプに合わせて、子供たちのサッカースクールであるとか、栄養士の勉強会、町民に対する講演会、そういったもろもろのことを行っています。そういったことをあわせて、直接的な、こちらの発注物からの経済効果等を含めて考えてみますと、経費に対する効果は非常に出ていないかと考えております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 名古屋グランパス、たしか、きのうまででは3勝1敗ですか、首位に立っています。上間課長は非常にお喜びだと思えますけれども、私の質問のポイント、是非キャンプの誘致期間を伸ばしてほしいというのがあります。資料で配らせていただいたこの表は、ことし1月16日の沖縄タイムスに地図で載っていたものを、私が自分なりに表にまとめたものです。日数は必ずしも正確ではありません。上旬とか中旬とかあるので、必ずしも正確ではありません。でも近いと思います。新聞で見たときには13番目にある我が南風原町は、セレッソ大阪がなくて、セレッソ大阪が1月7日から自主トレで入ったということを教えていただきましたけれども、これがなければ、8日間で一番下に来たのです、誘致期間は。だから、あれだけきれいな芝生を整備していただく、お金をかけていただくということを考えたら、キャンプの期間をもっと伸ばしてもいいのではないかと。南城市とか八重瀬とかうるま、私は直接電話して聞きました。随分長い間、キャンプを誘致しておられますねと。その間、町民や市民が使う代替の施設があるのかと聞いたら、ありませんと。苦情はありませんかと聞いたら、やはり少しはありますと。でもご理解いただいて進めていますというお答えでした。昼間の限られた時間でキャンプをするわけですから、夜間などは町民が使えるし、一番下にある「J1:11/14」と書いてあるのは、J1のチームの計11チームが、日程や場所を変えて沖縄で14回キャンプをやったという意味です。一番右で、ちょっと切れてしまっています、済みません。計29チームが、アマのチームまで計29チームが34回のキャンプを行っています。こういうことを考えたら、我が南風原でももっと期間を延長していろいろなチームを呼んでいただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご提案ありがとうございます。現実的には、今回、議員からいただいている資料以外に、沖縄のこれまでのJ1のキャンプを中心に、新聞等で報道されているものですが、県内のナビータ、それからFC琉球であるとか、少年サッカー等の大会とかキャンプ等には使われておりまして、かなりの頻度で南風原町も使われているものだと考えております。それから、沖縄の大会の中では、高校生とか大学生のリーグ戦、それからこちらのキャンプ等も行われていまして、それに伴うサッカー教室とかも開催していただいているのですが、単純にナビータさんが29回の利用、FC琉球で6回、それからその他の少年サッカー等の大会で11回ぐらいの開催等があります。それにあわせて別のキャンプ等が入っていると。平成30年度は、県民大会のラグビー等も行われていまして、かなりの率でサッカー以外のものにも陸上競技場が使われていると。それとあわせて、町民のニーズもコントロールしながら、我々はキャンプ等に取り組みたいということで、新聞紙面だけで見ると非常に少ないように見えるのですが、かなり多くの利用で活用されております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今のお話ですと、サッカーキャンプだけではなくて、いろいろな使われ方がされているということです。あれだけきれいなフィールドを十分に活用していただいているという認識かと思えますけれども、是非、サッカーキャンプにおいても、ここで試合をするとしても名古屋グランパスがこの調子で行けば、来年度もここに来てくれたら、いろいろな有名なチームも来て練習試合をしてくれますよね。そうすると、この1億何千万円かの波及効果はもっともっと大きくなるのではないかと思いますので、是非、サッカーキャンプも期間を広げたり、チームをふやしたりということを考えていただきたいと思います。

最後の4. ゴールデンウィーク10連休中の行政サービスは大丈夫か（1）ゴールデンウィーク10連休中の行政サービス体制はどうするか。（2）住民生活に支障はないか。①危機管理、新元号、ごみ収集、那覇南風原クリーンセンター・社協の各事業、学校の授業日数の確保、保育園、児童館、図書館、学童クラブ、公園、ガス、水道、文化センターが抜けていますが、その他。②自治会（公民館）のゴールデンウィーク期間中の体制を町は把

握できていますか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項4点目のゴールデンウィーク10連休中の行政サービスは大丈夫か。（1）と（2）の①については関連しますので、一括してお答えします。基本的には、本町の休日を定める条例等に基づき、行政執務を行ってまいります。危機管理等を含めた緊急対応には、迅速に対応できる体制を確認しております。なお、過去にも年末年始などで8連休及び9連休がありましたが、問題なく行政対応を行ってまいりました。

（2）の②についてお答えします。ゴールデンウィーク期間中の運営について、各字・自治会に確認したところ、普段どおり利用者がいれば開所する予定が5カ所、土日・祝日は閉所する予定と回答した自治会が14カ所となっておりますが、利用者の希望等があれば、今後協議して変更の可能性があるとの報告がありました。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 過去にも9連休があったというのを、私は知らなくて、勉強不足でした。この件は、休まないでくださいということではないです。休むにしても、十分な体制を整えておいていただきたいというのが私の願いです。医療とか電気などは、多分本町の管轄外だと思うのですが、ガスや水道とか、役場の皆さんは臨機な対応ができるかと思えますけれども、それ以外の外、例えば児童館とか、この期間中はどうされるのでしょうか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 先ほど、一番目の答弁でありました、児童館も条例にのっとってやっておりますが、隣市町も調べたところ、6カ所調べたところ、6カ所中5カ所は閉館という形になっています。ただ一つ、豊見城は条例で祝日も開館となっているので、条例に従って開館すると言っていました。ほかのところは閉館ということなので、南風原もその方向で検討しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 条例に沿って対応を進めていくということですが、先ほども申しましたように、町民、住民の皆さんの緊急的な対応が出てくることがあるかと思えます。そういう体制を是非、まだ期間がありますから、各自治会とも連携をとり合って対応をとっていただきたいと思えます。済みません、もう一度、先ほどの質問に戻ってよろしいですか。街灯の件。南部国道事務所が進める計画に対しては、私たち町から要請することはできるのですか。できないのですか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時57分）

再開（午前10時58分）

○議長 知念富信君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 街灯について、どうして那覇市区域と南風原区域でこう違うのかわからないので、また今後一緒に勉強していきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時59分）

再開（午前11時12分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。6番 大城勇太議員。

〔大城勇太議員 登壇〕

○6番 大城勇太君 皆さん、おはようございます。ことし初めての質問になります。ことしの干支はイノシシでありますけれども、新年の挨拶で猪突猛進などという使われ方をいただきました。実は、干支がイノシシなのは日本だけで、香港、中国、台湾、韓国、全て豚年でございます。なぜ日本がイノシシ年かと言いますと、実はある文献によりますと、豚はイノシシを家畜したもので、もともと森林の多かった日本は、イノシシがふんだんにとれたために、豚が普及しなかった。そのために、そこから干支が伝わり、豚ではなくイノシシになったとされています。6番、大城勇太、今年度最後の質問をさせていただきますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。全質問、一問一答式でお願いします。

1. 庁内認可保育園の待機児童対策について問う。（1）現在の待機児童の現状と今後

3月22日（第5号）一般質問

の推移を問う。（2）今年度の増園で待機児童はどうなったか。よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項1点目の（1）についてお答えします。平成31年度入所に関しましては、待機児童は261名となっており、対前年度67名の増となっています。（2）についてお答えします。平成30年度は60名定員のやまびこ保育園の新設や、よなは保育園とやまがわ保育園の定員変更、開邦幼稚園の認定こども園移行などを行い、144人の定員増を図りましたが、待機児童はまだ解消できておりません。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 新年度から、無事に1歳児三男の認可保育園の入園も決まり、ますます議員として頑張っていきたいところではありますが、やはり4人の子供を持つ世代として、同じ子育て世代の方々からさまざまな相談を受けますけれども、やはり一番多いのが待機児童の相談です。認可に入りたいけれども、なかなか入れなかったり、希望した保育園に入れなかったりというお話をよくお聞きします。今回も、やはり待機児童261名とありますけれども、年齢別の詳細などがわかれば教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 4月入所予定での待機児童です。まずゼロ歳児が10名、1歳児が134名、2歳児が77名、3歳児が38名、4歳児、5歳児がそれぞれ1人ずつとなっております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。2番の質問とも関連しますけれども、新聞等でもあったように、年末、琉球新報で、12月27日に県内待機児童がありましたけれども、県内で3,275人。実際に、この3年間で保育士も3,000人ふやしているそうですが、まだまだ現状としては減らない状況、南風原町においても県内では5番目に多いとなっていますけれども、増園にもかかわらず、待機児童がふえている要因がわかるのであれば、この見解をよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、本町の特徴としましては、やはり若いまちでありまして、子育て世代の方が多いと。転入も含め、そして出生数も多いと。未就学児童の児童数が毎年ふえていく状況がありまして、これがまず一つの要因と。我々、平成27年から平成31年までに547名の定員増をしておりますが、それでも追いつかない状況ということで、やはりこの部分ではそういう子供の数がふえているというのが、まず一番に挙げられます。加えて、これは他市町村も同じ条件ですが、保育士の確保が、各園なかなかうまくいかないという部分で、保育士が確保できれば、まだまだ預かれる園児の数もふえますが、今そこも苦慮しているところということが挙げられます。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 やはり保育士の確保が最重要課題になってくると思いますけれども、近隣の市町村に比べ、本町の保育士の給与、差額などがわかれば、あと保育士の数、現時点でどれぐらい足りないのかがわかれば、その内訳をよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今、各園、それぞれがどれだけ保育士が足りないという資料は手持ちでございませんが、それぞれが足りなくて、一時保育もできないとか、そういう状況が出てきておりますので、そこはそれぞれ確保策に向けて、各園といろいろ対応策等を検討していきたいと考えておりますので、処遇に関しましては、それぞれ社会福祉法人ですので、それぞれの運営がありますので、そこで処遇は、それぞれの園の規定でありますので、その比較はございません。ただ、我々の公立の保育園においては、この4月1日から臨時の場合は時給を改定しまして、時給アップを図り、那覇市とかそのあたりよりも若干上回っている、あるいは那覇市と同じとか、とにかく上のほうに持って行っておりますので、4月からの公立での臨時の保育士の確保はめどがついてきた状態であります。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 連合審査会でもあったように、まだまだ保育が足りないという状況だとお聞きしました。待機児童解消はもちろん、これからの施設整備はもちろん、保育士の確保も重要な課題になってくるかと思っております。今年度から、また新しく増園の2園、新設なども含めて、平成32年4月から、また新しく開園できるようにと予算案も出されました。やはり現在では足りない保育士を、今回の増園によって、必要な保育士は今後確保できるのかどうかを、確保に向けての具体的な対策があればお聞きしたいと思いま

す。お願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 潜在的保育士、資格は持っているけど保育の職についていない方々が、是非保育の現場に戻ってきていただきたいというのは、これは、沖縄県を挙げて、全国的にもその課題がありますので、国を挙げてといえますか、そういう方々の保育士職への復帰を心待ちにしているところでございます。その対策としましては、国もいろいろな支援策を整えまして、例えば保育補助者の雇い上げに関して補助金を出すとか、保育現場での事務の効率化とかでICT化を図る部分に関しての補助とか、そういった幾つかの補助メニューがございまして、我々も、これはこういったものがあります、活用しますかということで、保育園に投げかけて、そして各園から、各園それぞれの事情でいろいろ取り組んでもらっているところです。今後もこのあたりをしっかりと、保育園とこういうことで改善できますとか、そういう情報を流して、保育士の確保、一緒になって取り組んでいきたいと思っています。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ここ数年、南風原町は特に賃金も含めて、土地も大分値上がりしている中で、お隣の南城市が保育士確保のために、約18万5,000円という保育士の値段を出してきたので、それに伴うもの以上に南風原町もやっていかなければ、今後はまた保育士の確保に十分な確保ができないと思っていますので、平成31年度、32年度、やはりまだまだ南風原町は人口がふえますので、是非、待機児童ゼロに向けたものを、しっかりと打ち出して解決するようと思っています。また、毎回、待機児童はどのくらいかと言われていいますので、これを定例会ごとにしっかりと町民に示していきたいと思っております。続いたの質問をさせていただきます。

2. 町内小中学校の整備・安全・救命対策について問う。（1）電子黒板の普及率はどのくらいか。（2）津嘉山小学校の入り口の看板、128号線です。信号のところにありますけれども、そこに看板設置は可能か。（3）BLS（心肺蘇生）・エピペン講習（アナフィラキシー・ショック対応）の実施状況を問う。（4）AED（自動体外式除細動器）は町内小中学校全てに設置しているか。よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 答えいたします。まず（1）でございます。現在、普通教室138教室中、138台設置で100%の設置率、理科室及び英語教室、15教室でも同じく15台設置で100%となっております。（2）の看板のことでございますが、去年の9月の台風で設置されていた看板が破損しまして、現在、場所とか表示方法について、再設置に向けて検討しております。（3）でございます。心肺蘇生、それからアナフィラキシー・ショック等のエピペンの講習会でございます。これは、今年度は心肺蘇生、それからエピペンの講習会を小中5学校で実施を行っております。（4）でございます。町内の幼稚園、小中学校全てにAEDを設置しております。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 再質問させていただきます。電子黒板100%普及ということですが、けれども、現在も、長いので約8年たっているということで、小学校から私にご相談があったのですが、現在もプロジェクターが約3,000時間の消耗時間になると思いますけれども、実際、天気がいい日は、遠い子供、電子黒板から一番後ろにいる子供は暗くて見えづらいという声がありました。ランプ交換など、1台当たり3万円ぐらいするとお聞きしましたけれども、また、タッチペン、実際にこれを使って黒板で、タッチペン自体も不具合で使えない状況になっているそうですけれども、現在設置されている電子黒板、メンテナンス等も含めてどのような対策ができるのか。またこれはランプ等も交換できるのかどうか、可能か見解を伺います。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご質問が幾つかあるのですが、照度が足りない電子黒板等については、電球等を変えるということで対応しています。照度以外に、投影機自身が故障になっていると。電子黒板自体の機器自体が上にぶら下がる形になっていて、振動等で非常に壊れやすいことがございますので、その修理等をこちらでやっているのですが、修理がきかない部分、その辺については、設置型のものを代替えとして使えるような形を用いたり、また、形として別の、何といいますか、電子黒板以外のもので設置するための投影機等もございましたので、それを使って電子黒板のかわりになるようにということで措置してございます。当然、壊れている部分については修繕費を計上して修理をする。それから新しく機械を取りかえるということで、備品費等にも計上しております。それからタッチ

3月22日（第5号）一般質問

ペン等についても、こちらでわかり次第、修繕に回すという形で対応しております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。やはり子供たちも、せっかく100%普及しているわけですから、しっかり使える形で、また今後、新しいテレビみたいな形の電子黒板もあるようですので、それも検討しながら、今後は対応のほうをよろしく願いします。続いて、小学校入り口の看板設置は可能かというものに対してですけれども、去年8月に、大型台風が来るということで、たまたま地域住民の方から看板が腐食しているということで、確認したところ、根元も大分腐れて、約30年だとお聞きしましたけれども、鉄製の看板も今にも落ちそうでしたので、小学校の校長先生、教頭先生を呼んで、これは早急に対応できないかということで、役場に連絡して、その日で撤去してもらいました。やはりその後、小学校で行われる各大会等、サッカーチーム、野球チーム、離島も含めて、小学校の入り口がなかなかわかりにくいと。そういった部分で何度も連絡があったそうなので、信号機があるのでそこを曲がればと言えはできるかと思えますけれども、きちんと示せるような形で、今後は対応していただきたいのですが、この質問に対して、どのようなものをお考えですかと質問がありましたので、電光掲示板と答えてもよいのかどうかを、再度お伺いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ありがとうございます。こちらで考えていますは、非常に見通しが悪いといいますが、いろいろなものが建っていたり、それから建物が道いっぱい建っていたり、それから歩道が狭かったりということで、我々のほうでも四方、いろいろ確認して、いずれの場所からも見える場所はないのかも含めて検討させていただきました。なかなか、建物、それから信号機、いろいろなものが周りにごちゃっとしているものですから、非常に設置しづらい場所になっています。今、我々で検討しているのは、基本的に、一番、前回ついていた形のものが見通しもいいのかなということはあるのですが、もともとついていた場所が個人の所有物の上に建っていたものですから、その辺の了解等を取りついたり、もし道路に出すようであれば、道路の管理者の許可を得る等の部分があったものですから、少し設置におくれが出ていますけれども、再度、一番効率がよくて見通しのいい看板をつけていきたいと。電子掲示板等については、維持管理も含めて非常に大変なことになるものですが、台風等でいろいろな影響の出る沖縄ですので、従来のものが一番いいかと考えております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 電光掲示板は、財政を考えると贅沢は言えませんので、是非早急な対応をよろしく願いします。次の質問ですけれども、教員におけるBLS・エピペン講習ですけれども、ここ数年で心肺停止など、アナフィラキシー・ショック、そういったものがあつたのかどうかを、把握しているのであればお聞きします。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 学校でそういった心肺停止などがあつたということは、確認できておりません。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時32分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 済みません、失礼しました。今年度、南星中学校で1件、心肺停止で救急搬送されたケースがございました。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 実際に、心肺停止等を含めて、心肺蘇生、アナフィラキシー・ショック症状ですけれども、そういった緊急事態で、実際に養護教員、もしくは保健体育教員以外にも、諸先生方等、そういった対応ができるかどうかをお聞きします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 小中学校で少し形は違うかと思えます。基本的に、教頭先生であるとか、体育の先生であるとか、それから養護教諭であるとかという部分については、その辺は行えることになっていることと、先ほど答弁しました、こちらで講習会等も行っていますので、基本的には、学校にはいずれか誰かができる形でいるということでございます。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 なぜ今回この質問をしたかと言いますと、実際に病院で、アナフィ

3月22日（第5号）一般質問

ラキシー・ショックで倒れている患者を見ました。やはり病院でしたので、看護師が早急に対応し、意識レベルなどを見て、何が原因なのかを判断して、その場にたまたまかばんがあったから、かばんの中にエピペンがあったと。そこで、かばんから取り出して、それに対応したというのも見ました。やはりこういった緊急事態のときに、実際に教諭に対応できるのか、実際に全先生ができる状況でなければ、なかなかそういったものも改善できないと思っております。やはり学校では、第一発見者が児童生徒である可能性が70%だと見ましたけれども、小学校段階から、中学校ではある程度のことは把握できると思いますけれども、小学校段階からBLS教育やエピペン等の教育もしていったら、ある程度、子供たちでも即座に対応できる形でやっていけると助かると思います。日本におけるアナフィラキシー・ショックで死亡する小学生、中学生は年間70人いるそうで、全体の1%、100人に1人がアレルギーで発症するとありました。決して少ない数字ではないと思っておりますので、これからは全教諭、全生徒に対して、アナフィラキシー、アレルギーショック症状なのかを見抜けるような対応をして、講習等も小学生から見せられる状況にしていきたいと思っております。小中学校生徒だけではなくて、やはり保育園、預かり保育、そして学童などでも実施していければと思っております。続いて、AEDは町内全てに設置しているかですけれども、実際、全学校に設置しているとありましたけれども、実際どこに設置されているかというのがわかれば、お聞きしたいと思っております。お願いします。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 設置場所については、主に玄関付近、それから職員室付近に設置がされております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 全国、小中学校のAED設置場所を確認したところ、平成31年1月8日現在、ほとんどのAEDが体育館付近に置かれていると。それはなぜかといいますと、やはり66%が運動中に起きるものですので、激しい運動をしている場合、体育館や運動場にいることが多いと。今現在、ほとんどが職員室の前とか、そういった教室に置かれているのも、私も確認しましたけれども、適正な場所への設置も、移設も可能なのかどうかお聞きします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 適切な場所という部分については、議員の思いの部分も乗せての発言かと思われるのですが、今現在も、一番適切な場所が職員室ではないかという判断で置かせていただいています。運動する場というものは、教室の中もそうですけれども、体育館、運動場、それから園庭等、いろいろなところがございます。どの方でもAEDがあるであろうと想定しやすい場所を現在選んでいるということでございますので、またその状況等も踏まえて、検討すべきであれば、校長先生等ともご相談してお話しはしていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 実際、職員室前が適正と判断しているということですので、AEDが職員室にあった場合、土日、そして祝祭日は使用可能ですか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 基本、我々は警備員等も置いていますので、基本的には使えると。今、使えない場合があるかということで、担当に聞いたのですが、基本的にはいつでも開けられる状態になっているということでございます。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 AED設置自体は、1台あればよいのではないと思っておりますけれども、全国では、児童生徒の人数に合わせ、追加で職員室や多目的ホール、体育館などに置かれているそうです。現在、効果的なAEDの配置が、今後は重要になってくると思いますけれども、平成29年度には、伊丹市の23の小中学校全て、平成30年度には、三重県の313の小中学校全てが、またその他さまざまな自治体が、体育館、運動場近くの野外に移設しました。これは、学校施設時でも使えるように、地域のイベント、スポーツクラブ等でも、誰でも緊急時に24時間体制で利用できるようにするとありました。いざというとき、地域住民がいつでも利用可能なAED設置を、設置場所の周知に本町も取り組むべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 今、学校というくくりでお話しをすれば、我々当然、学校教育とこののを最優先するところではございますが、実際に、地域のイベントとか体協等もありますので、それは総合的に判断したいと。仮に屋外に置くと、正直なところ、現実問題と

3月22日（第5号）一般質問

して管理の部分の課題もあると思いますので、そういったことも含めて、いつでも使えるけど管理が可能と、両面性があると思いますので、すぐに使える場所というのは、その辺も含めてトータルで判断していきたいと思います。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。やはり土日でもスポーツクラブ等もありますので、やはり一番近いものが何よりもいいかと思いますので、今後をご検討のほどよろしくをお願いします。

続いての質問ですけれども、3. 本町の高齢者ワクチン助成について問う。（1）高齢者へのワクチン接種の助成は何歳からどのようなものがあるか。（2）助成接種期間はいつか。お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目、（1）についてお答えします。インフルエンザワクチン接種が65歳以上の方へ、肺炎球菌ワクチン接種は65歳以上、5歳刻みで100歳までの方に助成しております。（2）についてお答えします。インフルエンザの接種期間は、10月1日から2月28日まで5カ月間で、肺炎球菌は4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。再質問させていただきますけれども、やはり肺炎は、日本人の死因の第3位になっているわけですが、肺炎で亡くなる方の95%は65歳以上、高齢になると、やはり体調の変化など、ちょっとしたことがきっかけで肺炎を起こし、急激に症状が進むこともあります。来年度、平成31年度から肺炎球菌ワクチンの助成がなくなるとのことですが、その要因を伺います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。助成がなくなるのではなくて、これまでは全額助成していたものを約半額、4,000円を負担していただくということでございます。当初予算の計上では、これまで65歳から5歳刻みで助成をしておりましたが、新年度からは新たに65歳になる方のみということで予算も計上しております。ただこの後、つい最近、国から通知が来まして、国としては平成30年度までで、65歳から5歳刻みで順次やっていくようにということでしたが、この3月中旬から末にかけて、予防接種法施行令の一部を改正する政令が公布される予定になっておりまして、この期間を、また平成31年度から35年度まで延ばすという方針が出されました。したがって、この政令が公布されたら、また同じような形で65歳から5歳刻みの方法でやることになります。ただし、全額助成ではなく、やはり4,000円は自己負担していただくということになります。以上でございます。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 肺炎球菌ワクチンは、65歳から5年ごとに接種ということですが、65歳、70歳、75歳と接種するわけですが、定期的に用いられるのはニューモバックスワクチンです。それは5年に一度打たないといけないわけですが、今はもうプレベナーというワクチンも、1回接種すれば今後打たなくていい、そういったものもありますので、そういった検討もされたのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん これは、どの薬品をワクチンとして接種するかについては、国から通知がございまして、それを医療機関で判断していくことになっております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 1回接種するプレベナーワクチンは、7,000円と1.7倍ぐらいするものですが、1回という、65歳以上は1回打てば、後は打たなくていいというものもありますので、そういったものも後は検討していったら、負担軽減になればと思っておりますので、よろしくをお願いします。また、インフルエンザワクチンについてですが、本町は、65歳以上は無料、期間としては2月28日までとありますけれども、10月1日から2月28日までという接種期間になっている理由があれば教えていただければ。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん インフルエンザは、例年12月から4月まで流行します。そのために、12月前に接種して、4月の1カ月前までには接種をしてほしいということで、10月から2月末までという接種期間を設けております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

3月22日（第5号）一般質問

○6番 大城勇太君 近隣の豊見城市、南城市も1,000円負担、2月28日まで、八重瀬町は1,500円負担で2月28日まで、那覇市は1,000円負担で1月31日まで。なぜかと那覇市に問い合わせたら、やはり例年11月から12月にはやるから、それまでには打って、1月、2月にはピークを迎えるからそれぐらいでと、那覇市にはお聞きしました。やはりインフルエンザワクチンというのは、接種してから2週間で効果が出て、5カ月間ぐらいもつのがインフルエンザワクチンですけれども、2月28日に摂取した場合、はっきり言って余り意味もないような、はやらない時期に打つようなことになると思います。実際、今回、私もインフルエンザワクチンの接種をしたのですが、おじいちゃん、おばあちゃんも今回猛威的なインフルエンザがはやったということで、ワクチンを接種しに来ていました。また、小中学生も、高校生もあしたセンター試験があるから接種したいと。はっきり言って、きょう打つてもあしたきくわけでもないの、それをしっかり町民に示して、2月28日に打つても、はやらない時期に打つてもどうしようもないのだと。医療機関の中では、12月までには接種期間が終わるところもあるので、そういった意味では、2月28日までやる意味があるのかというのも疑問に思ったので、今回質問をさせていただきました。今後も、やはり高齢者のみならず、やはりはやらせないためにも、役場職員も含め、医療関係、そして学校職員もインフルエンザワクチンの接種の徹底を義務づける必要があるかと思っていますので、今後のご検討をよろしくお願いします。

最後の質問になりますけれども、4. 長寿の町づくりについて問う。（1）本町は長寿の町づくりについてどのような取り組みを行っているか。お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項4点目についてお答えします。健康長寿の延伸と早世、これは65歳未満の死亡ですが、の減少に向けて「健康はえばる21」「データヘルス計画」「高齢者保健福祉計画」に基づき、生活習慣病等の発症並びに重症化予防の推進と、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に取り組んでおります。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 町長、前町長からも思いでもあります、子供たちには愛を、そして若者には夢を、そしてお年寄りには安らぎをとありますけれども、町長が描く長寿の町づくりについてのご答弁を是非よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。まさに大城勇太議員がおっしゃるとおり、若者には愛と夢を、お年寄りには安らぎを、そういったものが一番大事でございまして、それはやはり私も引き継いでいきたいと考えております。町民の皆さんの健康づくりということにつきましては、まとめて申し上げますと先ほど答弁したとおりでございすけれども、私が一番思いますには、やはりしっかりと、幾つになっても自分の足でゆっくり歩行できて、やはり自然を満喫できると。いつまでも、はっきり申し上げまして、寝たきりにならないで人生を謳歌していただきたい。そういったものが、まとめて申し上げますと健康づくりではないかと思っております。毎日を明るく楽しく過ごしていただきたいということでございます。多分に、働き世代のお父さん、お母さん方にとりましては、子育て最中のときは、なかなかご自分の健康管理もままならないかと思っておりますけれども、少なくとも60代、70代になりますと、先ほど申し上げましたように、毎日を楽しく元気に過ごしていただくというのが大事かと思っております。よく、うちなーぐちにありますように「ムスルトゥティーチーならんように」と、そのためにはどうすればいいかということ、それぞれの町民の皆さんが、それぞれご自分の健康に、体調に合うような形で、健康づくりに励んでいただきたいと。また、町といたしましては、いろいろなお手伝いをやってまいりたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 町長、ありがとうございます。やはり今年度の赤字、来年度の赤字を、9億円近い国保の累積赤字を見ていると、やはり天然温泉はまだ早かったかと思っておりますけれども、資料をお配りしたように、町内でも生活習慣病の見直しをするだけでも、国保赤字の改善になればと、これは減塩サミットをやっているわけですが、南風原町でもこの減塩サミットを提案したいと思っております。日本は、世界の中でも2番目に多い食塩過剰摂取国だそうです。やはり減塩の効果は大きいと思っておりますけれども、やはり食塩を減らすと、医療費も大分軽減されるそうで、ヨーロッパあたりでは、食塩軽減だけで2,200億円、医療費削減につながっているとありました。やはり日本でも、2012年から広島市、呉市から始まった減塩活動、減塩サミット、広島、呉市というところですが、余談ですが、KURE556は呉市の556番地で製造しているそうです。全然

3月22日（第5号）一般質問

関係ない話ですけれども、2025年までに、減塩、そして野菜を食べる、孤食を減らすという3本目標に、呉の役場を挙げて減塩サミットが行われており、今では兵庫県、大阪でも減塩サミットをやっているそうです。やはり本町も、生活習慣から見直して、おいしいものを食べて助成を受ける、夜はマーサムンカ、カマナカイ、朝から病院イチムルヤス、そういうことがないように、医療費負担は減るどころかふえる一方だと思っております。以前の一般質問でも善之議員からあったように、特定健診もしっかり受けてもらう、そして減塩の尿検査をして、保健指導をしっかりと確立する。やはり本町を挙げてしっかりと減塩をアピールすることが、今後の医療費負担の軽減にもなるかと思っております。そして食育を通して、子供から大人まで幅広い軽減啓発をし、高校生などの若い世代でも、減塩に関する事業をしっかりと行って、減塩の大切さを知ってもらう。そして幼稚園、保育園、連携しながら、小中学校でも栄養士協力のもと、塩分を控えた学校給食の提供を行うことで、子供のころから薄味になれた食育の推進をすることで、生活習慣病は負担軽減、そして医療費の負担軽減につながると思っております。国の厚生労働省が推進する一日の摂取量が8グラムですので、それに対して高血圧の方は1日6グラムとされていますので、本町も6グラムを目指していけば、医療費は大分負担軽減になるかと思っています。自分のこの提案、減塩サミットを踏まえて、大城美恵子保健課長、見解をお伺いします。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 確かに、日本全国から見ますと、勇太議員がおっしゃったみたいに、日本人は塩分のとりすぎということで、減塩の指導をするようにというところで、厚生労働省もそういうことはやっております。ただ、沖縄に関してどうかと申しますと、日本全国で沖縄がどれぐらいの塩分をとり過ぎているかと言ったら、日本全国の中で比較すると、沖縄は47都道府県の下から2番目ぐらい、国民栄養調査では低い塩分摂取量になっています。そして、また、ほかに沖縄の健康課題、健康診断とか、いろいろ医療費の実態を踏まえて分析したところ、沖縄の健康課題は、やはり肥満、メタボから糖尿病、虚血性心疾患、そして腎疾患とかがきいていると分析されて、沖縄県でもメタボを減らしましょうと取り組んでいるところです。南風原町でもメタボを減らして、糖尿病及び生活習慣病の発症予防、重症化予防に重点的に取り組んでいるところです。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。やはり私もやせているほうではないと思っていますので、しっかりそういったものも含めて、町内挙げて、医療費削減のために、健康という課題もありますので、塩はどうしても、塩分をかぶるとさびるというような、体もさびていきますので、できればみんなで減塩して、またすばらしい町づくりにしていけたらと思っております。やはり今回の国保の9億円の累積赤字を見ていると、来年度から始まる空調整備、そういったものも含めて、一括交付金も3,000万円近く減っている状況でございます。やはり議員16人全員が上げてきた公約を、しっかり実現するためにも、医療費負担というのは、皆さんを挙げて、執行部、そして町長、副町長を含め、皆さんで知恵を出し合って協力すれば解決できるものだと思っております。町長、今回の給料20%カット、副町長、教育長も就任して間もないにもかかわらず、10%カットと、南風原町は日本維新の会がほころびを切る改革をしているのかと言われていきますけれども、やはりそこまでしないと、現状はしないといけない状況になっていますので、それをしっかりと、この状況を町民にも理解していただいて、今後は町を挙げて一生懸命頑張っていきたいと思っております。最後になりますが、ことしは亥年です。亥年は、粘り強く、困難、苦難にも耐え、何事においても万全を期して備えるとありました。やはり南風原町、しっかりと困難に立ち向かっていけば、平成32年度にはすばらしい花が咲くと思っておりますので、それを信じて、平成最後の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午後1時00分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。8番 照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 それでは午後の1番目、一般質問を進めていきたいと思っております。一問一答でいきますのでよろしくお願いします。

今年の予算審議、例年になく大変厳しいものになっています。執行部におかれまして

3月22日（第5号）一般質問

は、中期財政計画を初め、財政の立て直しにご尽力をいただき、大変評価をするところであります。しかしながら、一方で、このような現状をつくり出してきたのも、私たち議会と執行部であり、住民の方々には何ら責任はありません。そういったことを、しっかりと私自身自覚をしつつ、町民の皆さんの声に丁寧に応えるべく、質問に移ります。

まず1番目であります。町の発注する業務のあり方は適切かということであります。予算編成が厳しいという現状だからこそ、町の業務全体が問われていると思います。多くの町民や町内の各種団体へ、補助金等の減額の協力をいただく中で、本町自身の姿勢を示す必要があり、改めて次のとおり質問いたします。1点目に、町が発注する業務や物品、建築や工事など、どのような基準、または方法で随意契約、入札、指名入札などの発注が行われているかお答えください。2点目に、公共性・公平性はどのように担保されているか教えていただきたいと思います。3点目に、さまざまな場面で町内事業者を優先するよう求めがありますが、そのようになっているかどうかお答えをお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項の（1）についてお答えします。南風原町契約規則に基づき、随意契約及び指名競争入札を行っております。同規則により随意契約によることができる額などが規定されており、工事または製造の請負で130万円以下、財産の買入れで80万円以下の場合、基本的に3人以上から見積もりを聴取し、随意契約ができることとなっています。指名競争入札についても、同規則に基づく手続により、指名競争入札の参加資格者となったもの、平成30年度の場合、土木等全業種663社、測量・建設コンサルタント444社、物品285社から業者を5社以上選定し、入札を執行しております。（2）についてお答えします。指名業者選定時において、町が主催する道路清掃ボランティア等への参加など、地域貢献度の確認や手持ち工事の確認、入札参加資格審査による会社状況の確認により、公共性・公平性の確保に努めております。（3）についてお答えします。南風原町指名競争入札参加指名基準により、町内業者、本社もしくは営業所が町内、代表者の住所が町内を優先しております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 順次質問していきたいと思いますが、今、（1）でご答弁いただきました。全体で663社、測量コンサルで444社という数字の答弁もありましたけれども、入札参加資格者、それについてどのような業種で、今、書いてある業種が全てなのか、それぞれの業種で、どういった業種で登録があるのか、またそれぞれ何社なのか。もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。受付時の業種は先ほど述べたとおりでございます。それをまた役場で、建設工事、土木工事、電気工事、管工事、また先ほどの測量・建設コンサルタント、物品、その他と6つに分けている形でやっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 わかりました。申し込みに基づいて6種類にさらに細分化しているという考え方でいいとわかりました。そのうち、トータルでは663社ということでありましてけれども、そのうち町内業者と言われる業者は、それぞれ何社ぐらいあるのか教えていただけますか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 済みません、この点は調べてございませんので、町内、土木については調べてございますので、ちょっと…。

○8番 照屋仁士君 全体でもいいです。

○まちづくり振興課長 金城政光君 済みません。土木のAランクのみは調べてございまして、それが51社になっております。Aランクの業者数でございます。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時07分）

再開（午後1時07分）

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 申しわけないです。手元にございませぬ。済みません。建設工事で78社、土木工事で134社、電気で29社、管工事で46社、測量・建設コンサルタントで247社、物品・その他が45社が町内となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それぞれ内訳を伺いました。多分重複するところもあるのではない

3月22日（第5号）一般質問

かと思えますけれども、トータルがわかれば教えていただきたいのですが、663社でトータルとかもわかりますか。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時08分）

再開（午後1時12分）

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 ただいま、数字としては土木と建築の業者数というのは663社で、先ほどの業種ごとに分けたのを差し引きますと552社ですので、ただ、1社でどこに重複しているかという状況は、今ここではわかりませんが、重複しているのが552社と考えられます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町民にはちょっとわかりにくい説明だと、私も余りわかっていませんけれども、単純に全業種で663社と答弁いただいているものですから、いろいろな業種があると思っていますのですが、要するに町内業者がどれぐらいいるかということが、私は知りたい趣旨でしたので、もし答弁があればお願いします。3分の1程度とか、5分の1とか半分程度とか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 先ほど、誤解があるようですので、663社というのは、建築と土木の数です。測量、物品等を含めると1,944社になります。

○8番 照屋仁士君 全体で。

○まちづくり振興課長 金城政光君 はい、全体で。

○8番 照屋仁士君 町内業者は。

○まちづくり振興課長 金城政光君 6業種のトータルの業者数としては1,944社でございます。それで、町内としては579社。ただこれも、業種の重複はございますので、ということになります。正確な数字が…求めている数字とはちょっと違うかもしれませんので、もし必要でございましたら調べますので。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町内業者の割合がどれぐらいいるかというのが質問の趣旨ですので、約2,000社弱に対して579社、重複もしているという理解で進めます。この入札登録がそれぐらいあるわけですが、この登録業者以外にも発注する業務とか、そういったものがあると思いますが、それはどのような場合があるのか。登録業者にしか発注しないのか。それともそれ以外に発注することがあるのか。その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 基本的には、公共工事の場合は指名参加を出していただいたところから選定しております。それ以外として考えられるのは、小さい工事で、修繕関係でそういう小規模業者といいますか、そういうので小規模な修繕とかをお願いするというのはございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは少し進みたいと思いますが、たくさんの業者があることがわかりました。2点目の公共性・公平性というところで、どのように担保されているかということで、地域貢献度だったり、手持ちの工事だったり、そういったことを確認しているとあります。行政の仕事は、今、経済建設部でお答えいただいておりますけれども、さまざまな業種にわたります。また一方で、特許など特殊な場合も予想されますけれども、発注の仕方、誰がどのように判断しているのか教えていただきたいと思えます。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時17分）

再開（午後1時18分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 総務部に関する契約の手続については、我々は庁舎管理、また公用車、機器・機械購入が具体的にケースとしてありますが、これは基本的に指名競争の手続をとった業者を中心に選定しております。

○8番 照屋仁士君 全部登録業者ということですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 基本的な事項は総務部、経済建設部、みんな同じでございますが、ただ、民生部においては、やはり特化した部分、委託事業とかそういった部分もございまして、そういった事業に特化した業者から選んで、プロポーザルで選んだり、そう

いった形で選定していきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 教育部については、工事もそうですけれども、学校関係のコンピューター物品等がございます。基本的には、指名競争入札というのが原理原則で進められるのですが、特に学校等のコンピューター等については、特殊性な部分があって、名簿に登載されていない場合は、他の事業所、県内の実績で求めることがあります。基本的にはですけれども、指名競争入札の参加資格のものをもってやるという形をとっております。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほど来、経済建設部の回答としてやっていますけれども、経済建設部におきましては、原則的には参加業者から指名、随契等を行っております。また、特別特殊としましては、関連している工事、県の工事とか、また国の工事とかに関連する工事として、一部小さい工事の部分がございますけれども、そういうところにつきましては、そこを受けている業者、指名業者以外の施工業者とか、そういうところでやっている部分は、特別としてあります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 各部ともに、基本的には名簿登載者で、特殊なもの、もしくは小さいもので、そういった登録外もあると。そういう理解でいいのかなと思います。その場合、各部それぞれあるのですが、業務の発注に関して、最終責任者は誰になるのですか。部長なのか、課長なのか、その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 各業務の責任者といえますか、決裁区分がございますけれども、金額に応じてそれぞれの最終的な決裁等の区分はございまして、専決の事項がございますので、そこでいろいろと金額、工事の金額とか委託の金額とか、そういったことで区分分けされております。

○8番 照屋仁士君 最終責任者は誰ですか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 済みません、最終的な責任としましては、町長ということで認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は大きい質問として、町民に対して、町の発注する業務のあり方は適切かという流れで言っていますので、最終責任者は町長であるというところです。3点目に移りますが、町内事業者優先になっているかというところで、これまで町内事業者の定義について、町内に事業所を有する、もしくは代表者が町内在住であると私は理解していますし、答弁でもそのようにいただいています。一方で、町内では、商工会を初め、町内各位から、実質的な町内業者へ優先発注を望む声があります。最終責任者としてどのように考えるか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。今、照屋議員のご質問では、町内業者を優先ということについてどう思うかという質問だと認識しておりますけれども、その件に関しましては、従来から町内の業者を優先して発注することは申し上げておりまして、実際、そういう形で発注ができていたものと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。ただ、現在の町内業者という定義のあり方、これについてはさまざまな議論があります。その中で、実質的な町内業者優先になっていないのではないかと。実質的な町内業者という、それも捉え方があるとは思いますが、私もやはり実質的な町内事業者を優先すべきであると。町長は、今そのように行われているとありましたけれども、定義が違えば、そういう理解も違ってくると思います。やはり実質的な町内事業者というのは、やはり事業所の状況ですとか、従業員の状況、そういったものを勘案する必要があるのではないかと。そういう観点です。そういったことによって、本町の税収や雇用の促進につながると考えます。また町外の事業者であったとしても、町在住の従業員、そして町内事業への貢献なども考慮する、社会貢献評価制度というものを、これまで私も取り上げてきましたけれども、そういったものを導入すれば、公共性や公平性も担保できると考えます。それについてどのようにお考えか、お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

3月22日（第5号）一般質問

○副町長 国吉真章君 答えします。今、照屋議員から提案のありました社会貢献評価制度ですか、それについては、質問の（3）で答えておりますように、町内業者の定義を、現時点で町では、本社もしくは営業所、代表者の住所が町内、これを定義において、それ以外に、今言いました、いわゆる町外業者であっても、そこで働く職員が町内在住、これはいわゆる資格審査委員会の中で、納税状況の中で、いわゆる特別徴収の該当者が何名というのがデータとして上がってまいりますので、この辺は加味してやっています。いわば、完全なる、議員さんの求めている社会貢献評価ですか、必ずしも一致していないかもしれませんが、これに近い考え方で今進めています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町内には、定義が違ふとか、今、副町長から細かい答弁をいただきましたけれども、実質的な優先がされていないのではないかとという声があつて、やはりそれに答えるべきではないかという趣旨でやっております。そういったことが加味されているということであれば、是非とも見える仕組みにしていきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

2番目に、2018年6月8日に行われた平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の入札は適切かということであります。町民からの情報提供で、この質問の内容のようなことがあつたけれども、これは適切なのかという問い合わせを受けましたので、まず事実確認をしたいので、質問をしたいと思ひます。1点目に、落札後に最低制限価格の公表がなされず、事後公表になったというのは事実か伺ひます。2点目に、落札者Aが「最低制限価格の誤りがあつた」として失格になり、落札者Bになったというのは事実か伺ひます。3点目に、当初の最低制限価格と変更後の価格は幾らか。またどのような誤りで変更に至つたか伺ひます。4点目に、落札者Bの等級と落札額は適正か伺ひます。5点目に、翌週の別工事入札参加17社が、全て6月8日の参加業者であり、前述失格になった落札者Aが落札したというのは事実か伺ひます。6点目に、この入札が不適切との指摘がありました。が、どう考えるかお願いします。以上、お願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは（1）についてお答えいたします。最低制限価格の公表は、南風原町公共工事等に係る予定価格の事後公表等の事務取り扱い要領の規定により「契約締結後、遅滞なく、速やかに公表する」との定めから事後公表となっております。続きまして（2）でございます。6月8日に行われた入札に「最低制限価格の誤りはなく」、A社の入札額が最低制限価格を下回り失格していたにもかかわらず、入札事務職員の確認ミスにより、A社を落札者として入札手続の終了を宣言したことによるものでございます。入札終了後そのミスに気づき、6月11日に入札参加者全員を集め、説明を行い、入札参加者全員の同意のもと、最低制限価格の範囲内で最低価格を提示した本来の落札者となるB者を落札者として決定をいたしました。（3）であります。最低制限価格に誤りはないことから、変更は行っておりません。（4）でございます。落札者でJV代表者B社の等級ランクはAランクで、落札額は、予定価格と最低制限価格の範囲内の金額となっているため適正であると考えております。続きまして（6）でございます。地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者が落札者となるということであり、適切であると考えております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 （5）についてお答えします。平成30年6月13日に入札が行われた「津嘉山第6雨水幹線工事（30-1）」の工事等級がAランクで、北丘小学校西側避難通路整備工事の共同企業体の業者選定Aランクの中から、雨水幹線工事業者の17社全てが選定され、入札を行った結果A社が落札しております。というのは事実であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 1点目から行きます。ここで、私が聞いた内容でいくと、入札をした場合、当然落札者は発表されるわけですが、通常だと、その場で最低価格が幾らだったのか、この業者になりますということが公表されるのかと思ひましたけれども、答弁では、契約した後にしか発表しないとなります。私が持っている資料が古いのかもしませんが、別のところで、南風原町建設工事に係る最低制限価格の基準要綱というのがありますけれども、ここでは、最低制限価格は落札者を決定した後、速やかに公表すると、似たような文書がありますけれども、毎回、入札のその場では、最低価格は公表しない、このような方法で理解してよろしいですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

3月22日（第5号）一般質問

○まちづくり振興課長 金城政光君 答えします。最低制限価格の公表、予定価格もそうでございますけれども、入札後というのは、そこでまたすぐ、落札者が契約するとは限らないものですから、基本的には、契約締結後公表するというのが一般的な方法でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 いつもこのような方法でやっているという理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 はい、そのとおりでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そのような方法で行った場合、結局、落札しているかどうか本当にわかるのですか。最低制限価格に近い人が落札するはずなのですが、これは、公表されなくて、みんな納得できるのかと思ひまして。しかも、私が聞いているのは、落札業者が決まったときに…。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時35分）

再開（午後1時42分）

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 そのように執行しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私が聞いた話では、その場で、最低制限価格の公表を求めた業者がいたと聞きました。なぜその場で公表しなかったのか。先ほどの理由と、同様かどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今回の入札に当たって、事前に入札参加の通知等、それから心得等もあるのですが、その中にも、入札の予定価格、最低制限価格については、契約締結後発表するということがうたわれていますので、それにのっとって、最初のルールどおり実施されたということでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 いろいろな通達とかもあるかもしれませんが、その方法でいくと、逆に、この制度を知らなかったのかもしれませんが、それでいくと、入札事務を行う職員の責任が非常に重たいのではないかと思います。場合によっては、落札者を操作できる、そういうことが可能性としてあります。ちょっとこれはまずいのではないかと、私は思ひますけれども、2点目に移りますが、今回、たまたまそのような制度で、落札者Aが最低制限価格に誤りがあったとして失格になって、落札者Bになったと聞いていますが、それは事実かお答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほどの答弁のとおりでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この入札の記録ということで、以前、議会にも示されたと思ひますけれども、結果報告書を手元に用意していただきました。これでいっても、結局答弁では入札事務職員の確認ミスと指摘されています。その場で公表していれば、そういう確認ミスも起こらないかと思ひますけれども、この確認ミスということが、起こり得るのか。最低制限価格と落札者を決める際に、誰がチェックをするのですか。なぜ確認ミスが起こったのか。その辺を教えてくださいたいと思ひます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 おっしゃるとおり、起きてはならない事務ミスだったと、こちらでも反省しております。ただ、資料のほうの、入札の執行人、それから立会人がいるわけですが、執行人が封を切って、その中で事務職員が価格等を目視でチェックしているわけですが、数件あった目視の中で、数字を、最低制限価格を見誤って、落札者という形にしてしまっているのですが、この形の中では、本来3名でチェックするという形で、チェックの中でミスを防ぐという形になっているのですが、その中でミスが起きてしまったということになっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 制度を変えて、最低制限価格を公表せずに、しかも実際間違えてしまったと。これではちょっと、やはり町民の不満といいますか、あらぬ疑いがかけられて

3月22日（第5号）一般質問

もしやがないのかなと私は思いますし、私が聞いてもそんなことがあるのかと不思議なといえますか、普通はそういうことにならないのではないかと思いますけれども、この場合、見間違えたと言っていますけれども、3人もいて、3人とも最低制限価格を見間違えた。文字が小さかったのですか。この辺、理由がわからないですね。2億円余りの数字を間違えた。ここにも数字がいっぱい並んでいますけれども、最低制限価格というのはいっぱい並んでいないですね。1種類ですね。これを見間違えるということがあるので

すか。もう一度お願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。
○教育部長 金城郡浩君 ご指摘の事項については、非常に深く反省するところなのですが、事実、この数字を見落としてしまったといえますか、十分注意が足りなかったために起きたことだと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは平行線ですので進めますが、そもそもその最低制限価格ですけれども、どのようなチェックを経て決裁されて入札に臨まれるのか。そういう過程があるのに、入札本番でこういうことが起こる、ちょっと考えられないです。その辺はいかがですか。入札というやり方が、仕組み的にこれでいいのか、その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご質問の趣旨は2つにまたがるかと思いますが、予定価格を設定する側、それから最低制限価格を設定する側については、あらかじめ、予定価格を設定して入札を行うわけですが、確かに、非常に大きなプレッシャーの中で、皆さんを前にして、間違えてはいけないということで、必死にやっていたはずですが、事実、こういうミスが起きてしまったということについては、我々、反省はいたすのですが、この時点で、この制度が間違っているということを申し述べるまでの研究ができていけませんので、我々としては限りなくミスをなくすように努力してまいりますという答弁しかできないものと、反省して申し述べます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この制度を変更する前は、最低制限価格についても、その場で公表していたのか、していなかったのか。これまで、こういった事後に、最低制限価格を公表する、さらにそれが間違っていたから業者を変える、こういった事例がほかにあるのですか。私は聞いたことないので、教えてください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 ただいまの、最低制限価格の業者を変えるということ自体は、今まで事例はないです。済みません、休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時51分）

再開（午後1時51分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 前は、最低制限価格を入札時点で、落札者の前で最低制限価格を公表しておりました。これでよろしかったですか。済みません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 最低制限価格が公表されていれば、このようなミスは起きなかったというのが趣旨ですので、それについてどう思うか、教育委員会でも結構ですのでお答えください。どこかわからないですが、別に教育委員会でもなくても。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時52分）

再開（午後1時53分）

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 ただいまの質問にお答えします。先ほどから、経済建設部のほうから説明、報告がありましたように、平成27年に国から、いわゆる最低制限価格の公表については、落札業者確定後に公表すると、いわゆる事後公表の通達を受けて、本町では平成29年に要綱を改正しました。ただ、誤解が生じたことが、議員さんが持っていた資料については、町の事務取扱といえますか、例規レベルでの用語の修正、改正が反映されていなくて、そういう誤解を生じさせてしまって、これについては大変申しわけないことでございます。今後、ご指摘の件については、チェック体制を強化して、かかることがないように努めてまいりますので、ひとつご了解をお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

3月22日（第5号）一般質問

○8番 照屋仁士君 私も知りませんでしたけれども、事後公表というのが、要らぬ疑いを生んでしまったのではないかという趣旨です。起こってはいけないミスですけれども、起こってしまったわけです。でも余計に、事後公表で公表されないわけだから、変な疑いがかけられているのではないかと私は思っています。だから、できるだけ疑いを払拭してほしいのです。業者も迷惑しますよ。担当、当事者も。私もこれが適正かと言われて、ちょっとまずいのではないかと思っているから質問しているわけですから。是非ともこれは改正してもらいたいと思いますが、次に行きます。

4点目の落札者Bの等級と落札額は適正かという問いですけれども、この等級というものがAランクという答弁ですけれども、この等級についてはどこにあるのですか。それを教えてください。どんな規定なのか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 南風原町でも、指名競争入札参加者指名基準というところで、等級等を決めておりますけれども、基本的には、県の総合評点というのがございますけれども、県もそれぞれ、指名参加といいますか、その手続をする業者についての等級を決めていくわけですが、県の総合評点というのは、県が出しております。それを参照して南風原町も等級を決めております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私も以前に調べた資料で、入札参加資格者名簿の中に、経審ランクという表記があります。答弁ではAランクとなっておりますけれども、私の資料ではこれがAランクになっていなくて、これも内容が反映されていないのか。念のために、先ほども別のところ、携帯から、休憩時間に調べましたけれども、それでもAランクにはなっていないのですが、その辺の答弁、見るところが間違っているのか。その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 答えします。経審ランクというのは、ある意味では経営状況の格付けをしているのですが、その評点というのは、総合評点を見て、総評ランクというのをつくっているのですが、経審というのは、会社の、どちらかというと客観的な評価です。数値での評価と言いますか。総合評点というのは、総評ランクはどうやって決めているかというのと、それにあとは発注者側の主観を入れた評価です。これは地域の貢献度とかです。今までの工事の成績とか、こういうのを点数にしてつくっているのが総合評点で、それで格付けをするのが総評ランクになります。南風原町では、県のものを参照して、これを運用させてもらっているというところなんです。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時59分）

再開（午後1時59分）

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 県のものは公表しております。県のランクを見ればわかりますけれども、県としては、私も南風原町のランクづけというのは南風原町がやるべきものですので、町は町で持っております。ただ、ホームページで公表はしております。沖縄県は公表しておりますけれども、南風原町は総評ランクの公表は今していないです。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほど間違っていたのではないかというご質問でしたので、一応我々のほうでも、議員から資料をいただいて、確認させていただきました。県の位置づけ、Aランクとなっていて、今言っているのは、経審ランクというところが違うのではないかということですが、総評ランクという部分を見てA、B、Cということをやっています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 見ている資料が違えば違うのは当然だと思いますし、ただ、公表されていないということです。これが適正かどうかというのは、私も知る由がありませんので、その答弁を信じるしかないと思います。次ですけれども、5点目の答弁で、17社全てが同じでしたという答弁ですけれども、先ほど大きな1問目でもやりましたが、たくさん業者数がある中で、なぜ17社が連続して、部は違っても入札に参加したのか。答弁の中ではAランクの業者が17社全てというように、17社しかないように聞こえるのですが、これはなぜですか。教えてください。

3月22日（第5号）一般質問

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 答えいたします。今回の指名に関しまして、北丘小学校西側避難通路整備、これは4社JVとなっております。ここで大体、町内業者Aランクが34業者選ばれております。今回、南風原町におけるAランクの町内業者は51社でありまして、そのうちのボランティア活動とか貢献している業者としまして、この中で選んだのか、重複はしているのですが、その17社を選んだということとなっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 51社あって、17社しか貢献していないと聞けるのですが、さらに先ほどの答弁の中で、手持ちの仕事とかそういうものを勘案されるということですが、実際に、前の週で落札している業者Bが指名されて、入札に参加しています。さらには失格になった業者Aが落札しています。この辺が、多分町民の皆さんには疑いを持たれているのではないかと。何かおかしいと言われているのではないかと思いますけれども、それはどのように考えますか。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 答えいたします。今回、工事の指名を同時に行っています。北丘小学校西側避難通路、こちらが、入札したのが6月8日なのですが、下水道の雨水工事が業者に指名通知を出したのが5月31日となっております。ですので、落札する前に入札通知は送られているということですので、手持ち工事云々という前に、とる前に指名案内をしているということでもあります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは貢献している業者ですから、非常に優秀で協力いただいている会社だと理解しますが、幾ら同時の指名であっても、同じ会社が同時に2つの入札に参加できるというのは、私は公平性があるとは思えなくて、公共的なものでそういうやり方でいいのかという懸念があります。最後に、今言ったような理由で、最低制限価格がその場で公表されない、またさらにその後に落札業者が変わる。さらに今言ったように2週連続で同じ入札業者が参加して、さらに失格にされてしまった業者が落札する。これは、町民の皆さんとか当事者の業者にとっても、あらぬ疑いをかけられるようなものだと思います。町民の皆さんからもそういう声が上がって、私もこういう質問をしているわけですが、この制度を改めたり、こういったこと、不満とか不信、そういうのを是非とも払拭してほしいと思いますけれども、最後に、それについてどう思ってお答えください。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 照屋仁士議員のご質問にお答えいたします。確かに、議員ご指摘のとおり、このたびの職員の、本当に単純ミスではございますけれども、非常に影響の大きい錯誤があったということに関しましては、町長といたしまして、町民の皆さんに心からおわびを申し上げます。しかし、我々、業務を執行する立場といたしましては、国や県、そういったところからの通知をもとに、基本に、要領等を遵守しながら執行しているということもご理解をお願いしたいと思っております。いずれにしましても、こういったミスがあつては、今回のように町民の皆さんにあらぬご心配をおかけするということを肝に銘じまして、今後の業務に生かしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回のミスですが、是非とも町民の皆さんの不安とか、いいのかなという心配、そしてまた業者の皆さんをしっかり守っていくという観点でも、この制度の抱えている問題ということも是非考えていただきたいと思いますし、私もその辺については、この制度では公平性とか公共性は担保されない可能性があるかと、改めて感じていますので、今後も考えていきたいと思っております。

大きな3番目に移ります。消防庁舎の建設を急げということでもあります。去る2月22日に、東部消防組合定例会が行われました。東部消防においても、厳しい財政状況となっており、今年度も消防財調、約2,400万円を切り崩しての予算編成となりました。また、消防庁舎建設に対しても、このままでは見送られてしまうのではないかと可能性を、私は感じています。議会のこれまでの議決も、管理者のこれまでの答弁も、今の財政状況次第では覆される。そういったことを感じずにはいられない内容でありました。その一番の原因となっているのは、構成3町の財政担当と消防当局とのすり合わせにあるのではないかと私は感じております。東部消防との意識の共有を、今後しっかり進めてほしいという趣旨で質問をします。1点目に、東部消防組合では、中長期計画の財政計画策定を今年度策定されると話されています。策定に当たっての調整はもちろん、実効性のある財政計画

3月22日（第5号）一般質問

にしてほしいがどのように考えるかお答えください。2点目に、消防庁舎の建てかえが急務であります。平成32年度までの緊急防災減災事業債活用も、見通しが立っていません。町の見解をお答えください。お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目の（1）についてお答えします。東部消防組合による中長期の財政計画策定の必要性は、平成30年度の東部消防関係町調整会議で確認されております。今後の日程等も含めて、東部消防組合と構成3町で調整をしてまいります。

（2）についてお答えします。東部消防組合本部新庁舎建設の必要性は、関係町において確認をされております。また、緊急防災減災事業債の活用が有効的であることも認識しております。今後も、事業詳細や建設日程及び財政シミュレーションなどの調整を優先してまいります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず1点目です。この構成3町も一緒に調整を進めていくということですが、この財政計画、非常に大事になります。しかしながら、その計画も、策定した後に3町の財政状況によって変更することがあり得る、そのようにされるならば、その実効性というのは担保されないのではないかと懸念があります。東部消防組合のこれまでの議決、そしてこれまでの管理者の答弁、当然、現赤嶺町長も答弁をされております。それをしっかりと守ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず消防及び救急に関する事務については、東部消防組合管理者及び副管理者会議へ提案され、承認、その後、承認された議案を同組合議会で議決された議案については、尊重してまいりたいと思います。また、提案前には、是非東部消防組合及び関係町調整会議を経て、深く議論を行い、相互理解、共通認識を得て管理者へは、議案等を提案されるものと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 当たり前のような質問ですが、これも、去年の議会でも、財調を7,000万円余り取り崩すと。さらに庁舎建設については、一刻の猶予もない、こういう話だったのです。それが、私たち改選後の10月に議会をやると。一刻の猶予もないと言いながら、建てかえではなく補強でどうかという話が出てきたわけです。一刻の猶予もないという中で、やはりこれによって今、間に合わないかもしれない。そういった状況が出てきます。議会でも財調を崩さないような予算編成をしてくれ、またそのように取り組みますと管理者も言っていますが、結局今年度も2,400万円の財調、結果として生んでいく。やはりこれが担保されないということであれば、議決も、やはり管理者も正直に言って、これから私たちもどう判断していいのかわからないわけです。やはり原則、議会の議決、管理者の答弁を守る、そのようにわかりやすく答えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほども答弁したとおり、管理者、副管理者の認めた案について、議会に議決された事項について、尊重して事業を進めてまいるのが我々事務方の仕事だと認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 財政が厳しいのは私たちも承知をしておりますが、やはり議会で議決したこと、そういったことは町民と約束したことです。やはりそれがしっかりと実現してほしい、その中で2点目の消防庁舎建てかえであります。答弁では、財政シミュレーションの日程調整、また建設の日程についても優先していきますとありますが、やはりそれは構成3町で責任を持って進めていただきたい。さらに当初の予定でいけば、平成32年度までの緊急防災活用に向けて進めてほしいと私は思います。それについてどう考えるかお答えください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 我々南風原町としても、消防庁舎の建てかえは喫緊の課題だと認識しております。また、緊急防災についても100%充当率、70%交付税措置ということで、大変有利な地方債になっていることから、できるだけ活用していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これまで、本当にこの事業、平成32年度から延びればいいですが、延びることに期待してやるという答弁も過去にはありました。やはりそれでは、町

3月22日（第5号）一般質問

民の生命、財産を守れるかという心配があるわけです。是非とも、これまでの議決どおりに、とにかく今おこなっていると思いますが、進めていただきたいと思いますしお願いをして次に移ります。

4番目であります。不法投棄対策はどうなっているかであります。町内の不法投棄、以前はパトロールもありましたが、少しずつ減少していると理解をしています。一方で、悪質な不法投棄が少なからずあるというのも事実であります。現状の取り組みを確認するため質問いたします。1点目に、不法投棄の現状はどうかお答えください。2点目に、課題は何か、またどのように取り組んでいくかお答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項4点目の（1）についてお答えします。休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時16分）

再開（午後2時17分）

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 大変失礼しました。（1）についてお答えします。平成31年3月12日現在、不法投棄に関する苦情は33件で、年々減少してきています。特に注視すべき場所は、宇平橋近くの国道周辺、神里の側道（放置自動車）、黄金森公園下の宮平農道、町道128号線沿いなどとなります。（2）についてお答えします。放置自動車の撤去などが課題となっています。現在、課題となっている放置自動車がある箇所は県道となっており、南部土木事務所へ清掃と自動車の撤去を要請しております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 不法投棄の現状ですけれども、今、主に3カ所を挙げていただきました。苦情の件数についても33件で減少傾向にあるとありますけれども、やはり景観の問題、これまでも議会では幾つか取り上げられてきたとありますけれども、不法投棄の問題、私もこの質問をするに当たって、地元の放置自動車の課題も相談をしました。その辺で、また1点目の宇平橋近くのところにも、以前も放置自動車があったり、あの辺は特にまたごみが散乱している。また住んでいる方とか店舗の方に聞くと、非常に迷惑している。店舗のごみでは絶対にならないということも強く言われましたので、やはりこういった、大体の場所を把握しているのであれば、やはり注視をしていただきたいと思いますし、課題解決に取り組んでいただきたいと思います。また、苦情箇所についても随時確認をしていただきたいと思いますし、取り組み方について、現状を教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず、3カ所ではなくて、主なものは4カ所他ありますが、放置自動車などについては、県が管理している道路でありますので、管理者に撤去要請をしていくところでもあります。また、先ほど来あります宇平橋について、この間も見たのですが、非常にごみが散乱しています。こちらについては、何度も、9月にボランティア清掃、12月も事あるごとに清掃活動をして撤去していますが、その後すぐ来るということになっていきますが、これはまた管理者である県と連携をとりながら、付近の店舗等にも2月末にはごみの適正処理の指導も行ってきましたので、今後も引き続き、ごみの適切な処理について指導、喚起を行っていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 是非とも、今、指導ということもありましたけれども、店舗も迷惑しているという話も聞いています。全部が全部指導に当たるかどうか、店舗のごみではないような気がしますけれども、当然、自分の店舗の前にごみを捨てる人はいますか。お客さんだったらわかりますけれども。そういうことはないと思いますので、とにかく解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

あと、2点目ですけれども、課題として、放置自動車の課題があります。そういったものがあると、当然不法投棄はあるところにふえていくということです。今言っていた放置自動車がある箇所も、県道というよりも側道なのです。その辺で、地番は南風原町内であると。やはりこれ、管理者がやるのか、町がやるのか、これは、ここが今たまたまありますけれども、ほかでも起こり得る課題だと思います。だから、ケースバイケースということもあると思いますけれども、それは行政側の都合ですので、やはり視点に立つべきはその住民だったり、今後ごみがふえていかなければ、そういう考えでやってほしいと思います。是非とも、この南部土木事務所へ要請するだけではなくて、住民の立場になっ

3月22日（第5号）一般質問

て取り組みをしていただきたいと思います。そのような考えでいいか、要請はしたけど2年かかった、3年かかった、そのようにならないようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 ごみの管理については、やはり地権者、所有者がまずやるものだと考えております。しかし、実際に放置自動車がありますので、こちらには管理者である県に、一度だけではなく撤去できるまで、常に要請をして、早期に解決できるように取り組んでいきたいと考えております。

○8番 照屋仁士君 以上で終わります。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時22分）

再開（午後2時36分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。7番 大城 勝議員。

〔大城 勝議員 登壇〕

○7番 大城 勝君 皆さん、こんにちは。これから3つの大きな質問を一括して行いたいと思います。その3つの中の2番目には、川の治水対策の中で、水のよどみの話が出るのですが、先ほどまでこちらは空気のよどみがあって、大分、酸素と二酸化炭素の入れかえがうまくいきまして、目がぱっちりできたと思います。それでも睡魔に襲われる危険性がありますので、皆さんを睡魔から救うために頑張りたいと思います。それでは3つの大きな質問を一括して行います。

まず1つ目、3歳児健診における視力検査の意義を問う。（1）3歳児健診において、視能訓練士による視力検査を実施する意義について問う。（2）視能訓練士による視力検査で、弱視などの過去数年の発見数は幾らか。（3）視能訓練士による視力検査をするにおいて、特別に変わった所見も見られたか。（4）視能訓練士による視力検査は、その意義を踏まえて、今後も3歳児健診において継続するか。

大きな2つ目の質問です。質問2. 河川の治水対策を問う。（1）照屋区前原地域を流れる河川は、河川の草木などの夾雑物や汚泥などの堆積物で、河川幅や深さを狭めてはいないかと懸念する。河川水のよどみがなく、順調に流れるよう河川底を調査して、十分な河川の治水対策ができないかを問います。（2）照屋区前原地区を流れる河川の下流沿いは、雑草や樹木が繁茂している。除草や、樹木を伐採して河川沿いをすっきりできないか。（3）現在工事着工中である津嘉山第6雨水幹線工事は、照屋区の河川対策上、どのような意味を持つ工事か。（4）この雨水幹線工事は、照屋区の河川の治水対策に大きく貢献できる事業と考える。現状の進捗状況でいくと完了はいつか。

質問大きな3. 通学路の安全対策を問う。（1）南星中学校から字津嘉山向け通学路にある国道507号バイパス下層のトンネル内付近は、生徒の下校時にもなると暗くて通るのが怖いとの声がある。防犯上、早急に通学路付近の安全を強化する施策がとれないか。以上です。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問1点目の3歳児健診における視力検査の意義を問う。（1）についてお答えします。子供の目の機能は、6歳までにほぼ完成すると言われており、3歳児健診で強い遠視、近視、乱視、斜視が見逃されると、治療のおくれから視力への影響があると言われています。3歳児健診で視能訓練士による視力検査を実施することは、これらの早期発見につながるものと考えております。（2）についてお答えします。過去5年間の実績において、乱視、弱視、斜視等により、20人が要治療の判定となっております。（3）についてお答えします。特にありません。（4）についてお答えします。子供の目の異常の早期発見、早期治療のために重要であると考えますので、今後も継続してまいります。

質問事項2点目の河川の治水対策を問う。（1）についてお答えします。現場を確認したところ、土砂の堆積は少量で、パイプ類等の夾雑物がありましたので、順調に流れるように撤去いたします。（2）についてお答えします。各地域の排水路については、地域の皆様のご協力により維持管理しておりますが、当水路周辺の雑草、樹木の多くは民地側から繁茂している状況にありますので、関係地権者で伐採処理等を行うよう指導してまいります。（3）についてお答えします。既設の排水路は、本部、喜屋武、照屋地区からの雨

3月22日（第5号）一般質問

水が1カ所に流れる構造となっており、排水断面が小さく、照屋前原地域での過去の大雨時には氾濫し、畑や宅地等の浸水被害がありました。そこで、浸水被害を防止するため、主に本部、照屋地区の雨水排水を既設と切り離し、別ルートに処理することで浸水を防ぐ目的で整備しております。（4）についてお答えします。現在の計画で、平成33年度完了を予定しております。

3点目の通学路の安全対策についてお答えします。国道507号バイパスを挟んで東側、西側に防犯灯の故障がありますので、修繕いたします。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ご答弁どうもありがとうございました。それでは再質問させていただきます。先々月ですから、1月のころですけれども、南城市と八重瀬町、そして本町の3自治体が行っている3歳児健診の現場を調査しました。本町とは違ったやり方での3歳児健診の方法が幾つか目につきました。その一つに、先ほど質問しました3歳児健診においての視力検査があります。厚生労働省などからの情報によりますと、斜視や強い遠視などによって、視力が正常に育たない弱視の子供は、50人に1人の割合で見られるといわれます。外見からはよくわからず、親が発見するのは難しく、3歳児健診で見つけて治療をすれば、小学校に入る前に直せるが、健診の体制は十分ではないとの指摘もあり、厚生労働省は3歳児健診の徹底を自治体に促しているということです。健診方法は各自治体に任されていて、3歳児健診で弱視が見逃されている例は多いということですが、その点で、本町は3歳児健診での視力検査において、どのような検査体制で臨んでいるかを質問したわけでありです。質問の（1）で3歳児健診において視能訓練士による視力検査を実施する意義について問うに対して答弁をいただきました。この視力検査を、本町は他自治体に先駆けて実施していると聞きます。他自治体が未実施の理由は何か推測の域を出ませんが、それは検査が煩雑なのか、検査費用がかかるのかなど推測できます。この視能訓練士による視力検査は、煩雑なのですか。どのような検査ですか。3歳児が受診するわけですから、特に煩雑性のある検査ではないのではありませんか。お答えください。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 視能訓練士による視力検査は、ランドルト環と言って「C」の視力検査があって、それが右に向いているか、上に向いているか、左に向いているかということを検査する検査方法と、レフракトメーターと言って、視覚の屈折検査をする、機械でやる検査の方法をとっています。それが特に煩雑というわけではないと考えています。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 丁寧なご説明どうもありがとうございました。ところで、本町の視能訓練士による視力検査にかかる予算措置は幾らかわかりますか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 3歳児健診での視能訓練士の予算は、年間22万5,000円となっております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 一般的な視力検査よりも、機器を使用して精密な検査を実施、弱視など、本就学前に発見できる、あるいは視力の矯正に早目の対応ができるなどのメリットがあるとのことから、本町は視能訓練士による視力検査を実施していると理解するわけですが、そのような理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん それでよろしいです。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 就学前に、弱視かどうかの検出ができるということは大事なことであります。また、答弁にありますように、弱視などの発見数の多少にかかわらず、20件でしたけれども、それが検出できることは重要なことであります。本町は、今後も3歳児健診において視能訓練士による視力検査を継続することであり、その検査意義を踏まえれば当然であると思います。以上で、3歳児健診についての質問を終わります。

次は、先ほどお話ししました川の流れのよどみですけれども、水の流れのよどみですけれども、河川の治水対策を問う。ご答弁ありがとうございました。それでは再質問をします。照屋区、前原地区を、地域を流れる河川は、河川の草木などの夾雑物や汚泥などの堆積物で、河川幅や深さを狭めてはいないかと懸念します。河川水のよどみがなく、順調に流れるよう河川底を調査して、十分な河川の治水対策はできないかを問いますというのが、私の先ほどの質問でした。答弁は、現場を確認されたとのことでした、パイプ類など

3月22日（第5号）一般質問

の夾雑物があり、順調に水が流れるようにするということでした。どうもありがとうございます。以前に、当該河川底の汚泥除去に、ユンボのパワーショベルを導入して、河川の水はけをよくした経緯があると、川沿いの地権者の声を聞きますが、執行部は、そのことは認識していますか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 一部、維持管理で草木の撤去をしたというのは聞いたことございますけれども、しゅんせつとかそういうことをやったというのは聞いておりません。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 地権者の話では、十何年か前にパワーショベルも入ったということをお話ししていました。今回は、そのような作業工程を組まなくても大丈夫だと理解してよろしいでしょうか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 はい、それでよろしいです。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございます。照屋前原地域を流れる河川の下流沿いは、雑草や樹木が繁茂している。除草や樹木を伐採して河川沿いをすっきりできないかという質問ですが、先ほどの（１）の質問が河川底であるのに対して、今度の（２）は川沿いの木々の茂り方が大変なので伐採できないかということです。川沿いには樹木が茂り、川の水面を覆っているところは、特に照屋区にある金門飯店裏側の下流沿いの地帯です。そこの一帯を十分に調査して、河川水面に日が当たるように明るくしてほしいと思います。河川沿いが暗いと、管理の面でも手つかずになりやすく、その結果、水の流れもよどみます。そこは、台風後だったのでしょうか、以前にハブの出没もあったとの話を聞きました。水の流れによどみがあると、そこにハブも引っかかって、逃げに逃げられずやっているのだと思います。聞いたことはないですけれども。樹木が大木となり、手がつけられなくなる前に、下流一帯の川沿いを整備していただきたいとの質問でございました。答弁は、当水路の周辺の雑草や樹木の多くは、民地側から繁茂している状況だとの認識を持っているとのことであります。民地側といいますのは地権者側です。土地を所有している側から。それであるならば、関係地権者と十分に対話をして、事を進めていただきたいと思います。いかがですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 答弁のとおり、指導してまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうぞよろしくお願いいたします。（３）現在、工事着工中である津嘉山第6雨水幹線工事は、照屋区の河川対策上、どのような意味を持つ工事かとの質問ですが、照屋区前原一帯の河川の排水を緩和するための河川の分水工事だと考えます。これまでの、照屋区前原地域の河川の流れが1本だったのが、新たに、第6雨水幹線工事として分水路をつくることにより、照屋区地域に流れ入る河川水をより効果的に分流、排出できると理解して、それでよろしいですか。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 お答えします。おっしゃるとおりでございます。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私が質問している河川一帯というのは、町内の喜屋武区、本部区、そして照屋区、3区の河川水が流れ込んで、照屋区で一つにまとまる場所でありま。これは、単に照屋区一集落だけの地域的な河川の問題ではないと考えるわけでありま。その地域一帯に、河川水の大きなよどみができれば、照屋区前原地域が冠水する羽目になります。答弁にもありましたように、実際に冠水の場面もありました。冠水を防ぐ上にもしっかりとした河川の雨水対策をせねばならないと考えて質問いたしました。今、進んでいます津嘉山第6雨水幹線工事、近い将来、完了すればよりスムーズに河川の水の流れがいくことを望むわけでありま。ところで、津嘉山第6雨水幹線がうまくその役割を果たすまでは、これまでの照屋区、前原地域を流れる水路1本の流れに頼らなければなりま。まだまだ、河川の雨水対策に十分な対応を要するものと考えま。町行政には、照屋地区河川の雨水対策への思い、考え方をいま一度お聞かせ願えま。せんか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 過去にもそういった浸水被害がございますので、早急に整備を図りたいと考えております。

3月22日（第5号）一般質問

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 よろしくお願ひします。次の質問に行きます。

通学路の安全対策を。（1）南星中学校から字津嘉山向け通学路にある国道507号バイパス下層のトンネル内付近は、生徒の下校時にもなると暗くて通るのが怖いとの声があります。防犯上、早急に通学路付近の安全を強化する施策がとれないかと質問しました。答弁にありますのは、国道507号バイパスを挟んだ東西側の防犯灯とありますが、私が言うバイパス下層のトンネル内の防犯灯のことだと理解しますが、それでよろしいですか。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時58分）

再開（午後2時58分）

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 トンネルの東側、西側に故障の防犯灯がございますので、それを修繕してまいります。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 その防犯灯を修繕していただけるとのご答弁でした。ありがとうございます。今回は、子供たちの通学路の防犯上の安全対策としまして、南星中学校周辺に関して取り上げましたが、安全対策を講ずるのはほかの幼稚園、小中学校の学校環境においても同じであります。それぞれの学校環境下においては、日ごろからその安全対策はなされているはずですが、どのような形でなされているのか。おわかりであればお答えください。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 まず、学校においては、下校時間の厳守であるとかの指導を行っております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ちょっと物足りないですが、まあいいでしょう。南星中学校から校門を出て、津嘉山向けの坂を上りきったところに、ギンネムの木が歩道まではみ出しているところがあります。そこのギンネムを刈り取るなどして、整備できないものかと考えますが、通学路一帯を整備してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 町の管理の部分の道路等であれば、しっかり管理していきたいと思ひます。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 町管理でない場合はどうされるのですか。そのままほったらかしにするのですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 場所がどこということでは特定できませんと返事もできないのですが、一般的に、里道とか水路等も、面積的にも長さ的にも長いものですか。こういうものを南風原町のみで管理するのは大変無理がございます。これは、里道、水路に関しては、全国的にも、やはり市町村だけで管理はできなくて、地域で管理をしてもらっていたり、そういうところがございます。町道とかは、当然町も管理します。町道についても、やはり地域にもお願ひしているところもがございます。これも一体となって管理していかないといけないのではないかと考えております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 町行政には音頭取りをやっていただきたいと思います。とにかく子供たちが通る通学路にもなっています。どの子供もいつもそこを通るかはまた別ですけども、ちょうど先ほどお話ししましたトンネルがあるところの上のほうです。階段を上ったところ。私が取り上げました南星中学校の通学路の途中に、今度、認可保育園が建設されますが、その施設ができて、周囲も明るくなれば、防犯上も安全性が高まることを願ひたいと思ひます。今回の私の一般質問におきましては、3歳児健診、河川の治水対策、通学路の安全対策について取り上げましたが、執行部の誠意ある答弁に感謝いたします。これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後3時03分）

再開（午後3時04分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。9番 金城好春議員。

〔金城好春議員 登壇〕

○9番 金城好春君 こんにちは。きょうの一般質問最後、5番手の私が質問いたします。きょうは大きい項目3点を質問いたします。よろしくお願いします。

まず大きな1番目から。津嘉山区内交通量の多い交差点に信号機の設置を問います。

（1）津嘉山西線と丸三ランドリー横道との交差点は、車の交通量が多いため、人も車も道路の横断ができない。とても難しい。また、車の右折もできない。信号機を設置して改善できないか。（2）津嘉山西線と本部公園線との3差路（a u津嘉山店付近）は津嘉山西線の交通量が多くて、本部公園線から右折ができない。信号機を設置して右折ができるように改善できないか、お伺いします。

大きな項目2番目、津嘉山公園の花木植栽計画を問う。（1）津嘉山公園の花木の植栽計画はあるか。（2）町道6号線に植栽されているオオバナソシンカやムラサキシシンカ、町花であるブーゲンビレアの植栽はできないか、お伺いします。

大きな項目3番目、つかざんトンネル出入り口付近に設置されている津嘉山集落案内板についてお伺いします。（1）津嘉山集落案内板は、東西南北が現状と合っていない。案内板の北と現状の北が同じ方向になるよう修復できないか。以上3点お伺いします。よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の津嘉山区内交通量の多い交差点等に信号機の設置を。（1）についてお答えします。信号機設置について、与那原署と協議を行いました。当該箇所は国道507号に設置されている信号機から、約50メートルほどの距離となっています。信号機設置の条件として、隣接信号機から150メートル以上離れていることとされているため、設置が厳しい箇所となります。交通量が多く、車の道路横断がスムーズでない現状は認識していることから、町としても今後検討が必要であると考えています。

（2）についてお答えします。当該箇所については、事業完了後の交通状況を確認、検討の上、与那原署と協議をしてまいります。

質問事項2点目の津嘉山公園の花木植栽計画を問う。（1）についてお答えします。津嘉山公園の花木の植栽計画は、ナンバンサイカチ（ゴールドenシャワー）、ヤマモモ、クチナシ、ツツジ、サンダンカ、ブッソウゲなどの植栽計画があります。（2）についてお答えします。オオバナソシンカ及びムラサキシシンカ、町花であるブーゲンビレアについては、花木の特性等を考慮の上、植栽に向けて検討してまいります。

質問事項3点目、（1）についてお答えします。ご指摘のとおり、地図と方向が合わないの、台座から動かして方向を合わせるか、案内板のみを再度つくりかえて交換するか、どちらがよいか修復に向けて検討いたします。以上です。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。再質問いたします。1番目の信号機設置に関してですが、答弁書に書かれているように、これは何メートルですか、国道507号と西線との交差する大きな交差点がありますけれども、そこからは50メートルぐらいですか、近いです。近いから、赤信号のときは、片側は信号待ちで壁をつくっているのです。一方はまたさーっと次から次から、直線コースから国道507号からの左折の車から、ずっと流れっぱなしです。大変渡りづらい。この区画整理事業で、大型道路もできて、町も立派になって、便利になった半面、ここはとても不便になったところになっています。区民も大変困っています。特に西線を境にして、東西だとします。ここから北側に住んでいる町民は、是非ともここは、家と、いろいろな用事で行ったり来たりする場所ですので、是非渡らないといけないのですが、渡りづらいということです。近いから信号ができないということであれば、じゃあどうしますかということになるのですが、黄色い線で渡りやすいように間隔をあけて、道路に何らかの標示をするか。それと、交差点と交差点の間は徐行しましょうという標識を立てるか。ここは、隣にマクドナルドの店の出入り口があります。ここに出入りする車も頻繁に、ここは24時間です。今は24時間ではないかな。夜も昼もこの出入りの車も多い。そしてさらにサンエーに行く車が物すごく多い。我が家の前の県道128号線よりも、サンエー通りが圧倒的に車の量が多いのではないと思うぐらいです。向こうに立っていればすぐわかります。だから私もよく利用しますけれども、横断したことは一度もない。左折してまた右折する、そこでサンエー方面に抜けるという、通行していますけれども、また逆に、サンエー方面から我が家に帰るときに、真っすぐできませんので、右折して、a uのところの本部公園線に行くか、どうにか工夫しながら走っ

3月22日（第5号）一般質問

ていますけれども、この地域は、津嘉山の、班で言えば11班です。11班の区民、町民、一番困っていらっしゃるのではないかと思いますけれども、この十字路のところに駐停車禁止の区間、何らかの方策、対策がとれるかどうか、答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 この場所については現場を確認しました。確かに交通量も多いです。しかしながら、信号機設置となると、50メートル以内、非常に近い距離がありますので、警察署が出している信号機設置の指針からすると非常に厳しい状況であります。しかしながら、この状況を打開するべく、今、我々はどうするという案は持っていないのですが、警察署、与那原署とか関係機関と連携をとって、どうにか手だてがとれないか、検討してまいりたいと考えております。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 信号機の設置に関しては公安委員会でしたか、警察とか第三機関が絡んでいますので、今すぐに答えは出ないと思いますけれども、警察とよくよく相談なさって、渡りやすいようにやっていただきたい。この区間は、徐行とか、徐行の立て看板でもよろしいですよ。そうしたら、1カ所が信号待ちのときはどうにか徐行している車をとめていただいて横断できると思いますので、よろしく願いいたします。次、（2）津嘉山西線と本部公園線との3差路、これは区画下水道課にお伺いしますけれども、行く行くは津嘉山大橋とドッキングさせるのですか。まずはお聞きします。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 答えします。現在、本部公園線のサンエー側はできました。西線から、西向けといいますか、松風苑側は、平成31年度で土工と道路計画はしています。松風苑前の通りまで予定は入れています。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 答弁にありますように、事業完了の交通状況を確認、検討の上、協議してまいりますとあるのですが、開通まであと何年かかりますか。予定としては。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 答えします。今答弁しましたとおり、平成31年度には松風苑の通りまでは開通予定でありますけれども、概算で出しておりますけれども、予算的なもので足りなくなったりしたら次年度になるということです。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 関連いたしますので、津嘉山中央線の現状を申し上げますけれども、中央線、幅員拡張するということです。今ある住宅、家屋、解体工事、それから撤去工事、するとセットバックした後の新築工事、それから公共工事として、下水道工事、管の布設工事、それから歩道の新設設置工事、1年を通じて、工事だらけです。今も新築工事があるし、側道工事、歩道工事をやっています。そういうことで、ここを全面ストップして、本部公園線、県道よりも2倍の広さ、完成しています。しかし、ほとんど利用されていない。なぜか、a uのところも3差路、右折できないものですから、利用者がいないわけです。ここに信号があつて右折ができるようになったら、利用者もふえて、中央線も全面ストップして、工事を早目に終わらせることができるのではないかと思います。早目の信号設置を取り上げましたけれども、事業が完了しないと、設置に向けてはまだまだ後のことであることの答弁なのですが、本当にもったいない気がします。本部公園線、この前も浸水のことでも聞きましたけれども、どう思いますか。つくってあるけど利用されていないということ、もう一度答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 済みません、休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後3時20分）

再開（午後3時20分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほど来、区画下水道課長が答弁しておりますけれども、平成31年で、今a uから先のほう、松風苑に向けての道路整備を平成31年度中に予定しているということで、そこに向けた雨水管の整備もあわせて予定しております。道路部分を早急に整備して、松風苑の東側に交通が流れておりますけれども、是非その本部公園線のほうに、新しい道路に振り向けて、整備を早急に行いたいと考えております。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 早目の開通を進めていただいて、信号機も早目に設置できるように

3月22日（第5号）一般質問

取り組んでいただきたいと要望いたします。これは終わります。津嘉山公園の植栽計画に行きます。

以前、第一団地前、本部公園前、これは町道29号線です。ここから津嘉山方面におりていく、町道6号線、そこの植栽ますに、10年以上前ですか、オオバナソシンカを植栽してありましたけれども、あれは大木になります。大木になるにしたがって、台風が来たら風が当たって車道に倒れてしまったと。それで、1メートルないし2メートルほど残して伐採を余儀なくされたという苦い思い出がありますけれども、今残っている道に、小さな枝が出ているのが何本か残っていますけれども、物すごく、とてもきれいな紫色の花が咲きます。この苦い経験を生かして、リベンジのつもりで、津嘉山公園、大事ですから、幾ら大木になっても、風が来ても、倒れないような根が張ると思いますので、是非、ムラサキソシンカ、オオバナソシンカ、本部公園に植栽してもらいたいと取り上げました。いかがですか。

○議長 知念富信君 都市整備課長。

○都市整備課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えします。答弁にもありますように、植栽に向けて検討してまいります。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。それとブーゲンビレア、これは町花ですが、けれども、余り普及はされていないと。一番の原因は、とげがあるからということですが、黄金森公園野球場があります。その一塁側の山手のほう、ウオーキングするところの斜面にはわせて、ワイヤーメッシュで押さえつけてありますけれども、年がら年中紫のブーゲンビレアが咲いて、ウオーキングをする町民の目を楽しませていると。そして、第一団地の前の町道との交差点、そこからかすり会館に行くところ、通路のすぐ入ったところに、コンクリート柱が2本あって、ここにブーゲンビレアを生やして、四、五メートル伸びていって、見事に花が咲いています。やり方によって、何も害もないし、きれいな花を楽しむことができます。だから木柱でも立てて、あれはつる性です。何メートルでも伸びていきます。これをくくりつけていって、上に伸ばして上のほうで花を咲かせる方法もあります。それと、ブーゲンビレアは、鉢に植えて剪定していったら1年中咲きます。散っては咲き、散っては咲き、年に二、三回肥料を入れるだけです。お金もかかりません。普通の草花は毎年苗を買いますが、ブーゲンビレアは一度植えてしまえば、あとは肥料を入れるだけで年がら年中楽しむことができますので、これも考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 都市整備課長。

○都市整備課長 稲福 正君 答弁いたします。先ほどもありましたとおり、答弁の内容のとおりですが、花木の特異性等を考慮の上、植栽に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 花いっぱいの公園にしていだきたいと要望しまして終わります。ありがとうございます。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後3時27分）

再開（午後3時27分）

○議長 知念富信君 再開します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでございました。

散会（午後3時27分）